

平成26年度高校生議会会議録

平成26年8月5日(火)
鳥取県議会本会議場

(谷口議会事務局次長)

ただ今から、平成26年度高校生議会を開会いたします。はじめに野田議長がごあいさつを申し上げます。

(野田県議会議長)

皆さん、おはようございます。

本日は第6回目となります学生議会を計画させていただきましたところ、生徒の皆さんには、学業ならびに就職のためのセミナー、そして夏休みで各学校の行事もたくさんあるなか、こうして議会に出席していただきましたことに対して、心からお礼を申し上げたいと思います。そして、平井知事はじめ、山本教育長様、執行部の皆さん、学生議会への深い理解を賜り答弁者として出席をいただいていることに対しまして、心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

地方が疲弊して国が繁栄はない、こんな強い思いで鳥取県議会では、県政の一翼を担っており、今日も当番議員がアドバイスをさせていただいてますし、傍聴席にも学校の関係者の方々と一緒に皆さんの質問を聞くということで、議員も参上させていただいております。そして、各学校から参加いただく14名の皆さん。斬新な質問をいただくなかで、県民の皆さんが県政に深い関心を持っていただければ、私どものこの学生議会というものも有意義な会になるんじゃないか、そのように思う次第でございます。体験に勝る会得なし、本日の学生議会の体験が生徒の皆さんの糧となり、鳥取県の将来を担う人材に育っていただければと願う次第でございます。

最後になりましたが、本日までお骨折りいただきました各学校の先生方、心からお礼を申し上げますとともに、本日の学生議会が将来の鳥取県において、大きな大きな光明となりますことを、心からご祈念申し上げまして、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。本日は大変ですが、生徒の皆さん、がんばってください。よろしく願いいたします。

(谷口次長)

続きまして、平井知事に、ごあいさつをお願いいたします。

(平井知事)

皆さん、おはようございます。本日、ここに高校生によりまず議会が始まろうとしております。ただ今、ごあいさつのごございました野田議長はじめ、県議会議員の各位におかれましては、このような企画をされましたことを、高く敬意を表させていただきたいと思います。そして何より、今日の主役は、ここに並んでおられる生徒さんたちでいらっしゃいます。皆さんの思いをどしどし発言していただき、ぶつけていただき、討論に参加をしていただきたいと思います。また、今日のこの日に至るまで、学校の指導者の皆さま方、さらには保護者の方々、学校の仲間たち、多くの皆さんがこの質問を支えることになりました。心から感謝を申し上げたいと思います。

今、議長のお話にもございましたように、私たちがこの議会というものを、日々運営をしているわけですが、その重要な機能というものを、皆さんに体験をしていただくこととなります。民主主義は一体誰がつくっているのか。それは私たち自身なんです。私たちが、例えば意見を出さなければ、私たちが決断をしなければ、この世の中というのは動かない。これは当たり前なことなんですけれども、時にそれを忘れてしまいがちであります。自分たちが担い手でない、そういう錯覚に陥ることは、民主主義にとっては危機といってもいい状況であります。例えば、投票率が下がるということがよく言われます。これもその1つの表れではないか、こういうように言われるわけあります。

私たちは鳥取県という自治体を運営しています。人口が58万人程度でございまして、全国でも一番小さな県です。じゃあ小さな県だから、何もできないかということ、そうではありません。58万の県民がみんな力で合わせれば、それは1,000万人いる自治体にも伍すること、対等にチャレンジをしていくことが可能だと私は信じています。そのためには、みんなで意見を交換し合い、これがいいということに協力して突き進んでいく、それが必要なわけでありまして。こういう議会など、いろんな意見発表の場になりますと、ちょっと忘れてしまうこともあります。それは、受益と負担ということもあるわけですね。何かをやろうと思うと、それには必ずお金の負担がついてまいります。私たちが自分で提案をするということは、それに対して負担をするということも約束しなければなりません。そうでなければ、世の中回らないわけですね。ですから、私たちは、その辺もよく注意をして、物事に議論に預かっていかなければならないんだと思います。そういうことを私たちは、この議会の場で、日々、実践をしているわけでありまして、そのエスプリ、精神、その成り立ちを皆さんにも、ぜひ体験をしていただきたいと思っております。

間違いなく、もう数年も経ちますと、皆さんが県政の担い手になります。皆さんが、この鳥取県をいい方向にも悪い方向にも導ける存在になるわけですね。ぜひ、志を高くして、これからも県政に参画をする、その関心を持っていただきたいと思っております。今日、この場で感じたこと、思ったこと、経験したことを、ぜひ多くの仲間の生徒の皆さんに分けてもらいたいと思っております。そうして、鳥取県の行政、デモクラシーは、前へ進むことができるわけでありまして。ゲートはこういうふうに言いました。私にこの地方を説明しろと言うのか。まず、皆さんが、君が屋根の上に登ってみなさい。まず自分たちで、世の中を見渡して、何をすべきかを考えることから、この社会は動き出すわけでありまして。

本日のこの高校生議会、成功裏に終わりますことを心からお祈り申し上げますとともに、皆様にとりまして素晴らしい夏休み、そして、栄えある人生が始まりますことを心からご祈念を申し上げます、私のほうからのあいさつといたします。今日はよろしくお祈り申し上げます。

(谷口次長)

ありがとうございます。続きまして、高校生議会の議長を行っていただく方々をご紹介します。智頭農林高等学校、青木那月さん。湯梨浜高等学校、木村恭崇さん。米子南高等学校、阿川麻弥さん。米子東高等学校、水原大河さん。以上の4名にお願いいたします。

まず、最初の議長は智頭農林高等学校 青木那月さんをお願いいたします。それでは青木さん、よろしくお祈りいたします。

(智頭農林高等学校 青木那月議長 (以下 青木議長))

ただ今から、平成26年度高校生議会を開会いたします。ただ今、高校生議会の議長に指名された智頭農林高等学校の青木那月です。初めてのことで、至らないこともあると思っておりますが、精一杯がんばりますので、皆さんご協力をお願いいたします。

本日の日程は、県政に対する一般質問です。これから、一般質問を行っていただきます。米子東高等学校 水原大河さん。

(米子東高等学校 水原大河議員)

米子東高等学校の水原大河です。今日は、皆生を中心としたエコツーリズムの可能性について質問したいと思います。よろしくお祈りいたします。

私は、鳥取県米子市皆生温泉で生まれ育ちました。この生まれ育った皆生温泉で暮らしていることを本当に誇りに思っています。皆生温泉が本当に大好きで、皆生温泉をもっと全国の人に知ってもらいたいと思っています。

ところで、昨今の鳥取県の状況を考えますと、新空路就航や陸路新規開通、さらには国内外への海路の発達を通じて、西日本・全国・環日本海、そして、世界へと鳥取県の観光の可能性が広がっています。

また、昨年、米子を主会場にエコツーリズム国際大会も開催されました。私は生まれ育ったこの「山陰のど真ん中」である皆生温泉にもエコツーリズムブームが到来することを予感しています。皆生温泉を中心としたエリアは、日本海・大山・日野川などの恵みを受け、温泉や宿泊施設を多数有し、観光拠点として定着しつつある境港と隣接する利点を活かせる、まさにエコツーリズムにとって最適な場所だと思うのです。

今年で34回目となるトライアスロン大会に象徴されるように、皆生温泉は日本トライアスロンの発祥の地であり、スポーツツーリズムの聖地としても知られています。これは多くのボランティアの献身的な活動により成り立っています。

そこでエコツーリズムを一過性のもので終わらせないためにも、我々高校生などの若者がエコツーリズムの精神を知り、ボランティアとして観光客をもてなす方法を学べる、「鳥取エコツーリズムスクール」なるものが皆生温泉に設立されれば効果的だと考えております。私たち高校生のような若い世代が中心だからこそ、将来に向けて持続的な発展も望めると思います。環境の面でも、人材の面でも、持続可能な鳥取県版エコツーリズムを学ぶ学習施設の設立を、県として検討される予定はありますか。以上です。答弁をよろしくお願いします。

(青木議長)

水原さんが行いました一般質問に対して、平井知事、答弁をお願いします。

(平井知事)

水原議員のご質問にお答え申し上げます。水原議員からは、エコツーリズムにつきましてお尋ねがございました。議員のほうからもご指摘がございましたように、私たち鳥取県は、雄大な自然があり、皆生でいえばトライアスロンという壮大な物語の生まれる、そういうスポーツイベントも根付いているところでございます。つい先だっても、皆生のトライアスロンが開かれました。私も応援に行っていましたけれども、実に多くの皆さんがそれに参画をしているわけでございます。楽しんでおられる参加者の方々、応援されるご家族の皆さん、そして、何より支えておられるボランティア、地元の皆さん、こういう輪が1つになりまして、自然が楽しめる、そういう鳥取県のフィールドが確かに形成されている瞬間でもあります。このエコツーリズムについては、近年、急速にですね、鳥取県内でも注目が高まっておりまして、もはや、学ぶ段階から実践する段階に、今動き始めていると思います。例えば、昨年は、エコツーリズム国際大会が鳥取県で開催されました。実に4,000人近くの皆さんが参加をされまして、世界各地、国内各地から集まりました。その中には、JTBのトップマネジメントの人も役員として参画されるなど、鳥取県におけるエコツーリズムの形成につきまして、非常に熱い視線を注いでおられたわけでございます。

現在ですね、どのようなツーリズムが生まれているかといいますと、例えば、大山でシャワークライミングといわれるイベントがなされます。これ、年間1,700人ぐらい来られるようになりました。さらには、シーカヤック。これは、浦富海岸で主になされていますが、これも1,700人レベルでございます。さらにはですね、智頭町における森林セラピーでありますとか、また中部の倉吉でも、修学旅行などを受け入れる教育旅行としてのエコツーリズムが徐々に伸びてきており、1,000人規模ぐらいまでいったと思います。こういうように、県内各地で、かつてもう5年ぐらい前では夢物語として言われていたエコツーリズムが、実際に行われるようになってきておりまして、むしろ、エコツーリズムの在り方を学ぶというよりも、さらに実践をどういうふうにしていくのか、そちらに重点を移すべき段階だろうなというふうに考えております。

ただ、そういうなかでですね、今、議員がおっしゃるようにエコツーリズムの人材養成といいますか、それについての基礎的な知識を持ってもらうことは大事であります。例えば、米子南高校に出前授業で、エコツーリズム国際大会にマネージされた方が入られてですね、授業を行ったということがあります。また、今日はお見えでないですが、岩美高校では、エコツーリズムの授業が実際にあります。例えば、

ジオパークという科目がある。さらには、観光だとかですね、そうした自然を体験するそういう科目がありまして、これを生徒さんが履修をされています。鳥取環境大学のなかにも、エコツーリズム論という講座もございまして、こういうところで学ぶことができます。これは単に、こういう閉鎖的なものだけではなくてですね、オープンに県民カレッジな形でさせていただいておりまして、先月もシンガポールの実践者の方をお招きをして、その講座を開くことを一般公開でやりました。こういうことをですね、これからもどんどんと展開をしていきたいというふうに思います。また、実際にエコツーリズムを学ぶ拠点が大切であります。大山には自然歴史館がございまして、さらに、SBエナジーさんが開設されました。42.9メガの太陽光発電所の一角に、鳥取県のエコを学ぶ、そういう自然科学館、環境館がオープンしまして、5,000人ものお客さんがオープン以来やってくるという大盛況ぶりになっております。

こういうようなことを今後も通じまして、議員がおっしゃいますようなエコツーリズムの推進、そのための人材育成の場を広げてまいりたいと思います。水原大河さんという名前がハッとしましたけれども、まさに、ミスターエコツーリズムのようなお名前ですらっしゃいまして、ぜひ、これからも鳥取県のエコツーリズムを担っていただければと思います。

(青木議長)

引き続き、質問をお願いします。鳥取敬愛高等学校 高田弘記さん、お願いします。

(鳥取敬愛高等学校 高田弘記議員)

鳥取敬愛高校2年、高田弘記です。よろしく申し上げます。公立4年制大学の新設について質問したいと思います。

現在、鳥取県が抱えている最大の問題は過疎化です。就職や進学による若者の県外流出を食い止めなければ、鳥取県の生活、文化、政治、経済の発展が困難となる状況が予測されます。生活面では、年々高齢者が増加し、介護の役割を担う家族も高齢化していきます。老老介護や遠距離介護、あるいは孤独死といったさまざまな問題が山積しているのが現実です。政治面では、リーダーとして鳥取を引っ張っていく人材がいなくなるのでは、という心配があります。日々変化する社会状況や市民のニーズに応えるためには、高度なメディアリテラシーの習得とフットワークの軽さが不可欠であり、若者の果たす役割は極めて大きいと言えるでしょう。文化面では、地元で古くからはぐまれてきた伝統が、後継者不足によって衰退し、断絶してしまう恐れがあります。因州和紙・倉吉緋・陶器・磁器・木工など多様な分野の伝統工芸、傘踊り・流し雛・麒麟獅子舞などの伝統芸能や年中行事は、それらを理解し、支えることのできる若者がいて初めて保護・発展が可能となっていきます。経済面では、産業の衰退が問題となっています。農業では、梨やスイカ、らっきょうなどの特産品が全国的にも有名ですが、農業全体で見れば、総農家数、販売農家数ともに減少を続けています。また、駅前商店街などはシャッターが下りている店が多く、活気が感じられません。観光客を呼び込むためにも、駅前市街地の活性化は喫緊の課題です。また、税収を増加させるためには、大企業の誘致が効果的ですが、優秀な人材と十分な労働力が確保できる保証がなければ、それも困難でしょう。このように、産業を盛り上げていくためにも、若者の力が求められているのです。

そこで、私が提案させていただくのが、「公立4年制大学の新設」です。ご存じのように現在、鳥取県には4年制大学は2校しかなく、これは島根県、佐賀県と並び、全国で最も少ないという状況です。また、大学進学率も全国平均を大きく下回っています。公立大学を新設することによって、県内の若者が地元に進学し、県内にとどまるだけでなく、進学率の向上にもつながることや、県外の若者を鳥取に引

き寄せる効果が期待されます。また、これによって鳥取県の文化的・経済的レベルを引き上げることにもつながります。では、鳥取県に求められているのはどのような大学なのでしょう。いま、鳥取県は「まんが王国」としてマンガ文化の拠点であることをアピールしており、今年10月にはフィギュアを制作・販売する「グッドスマイルカンパニー」の工場が倉吉市に建設されることになっています。日本のマンガ文化は海外でも人気があり、鳥取県にも海外から多くの観光客が訪れています。マンガをきっかけとしたグローバル化が進むことはもちろん喜ばしいことですが、十分なおもてなしができなければ意味がありません。そこで、異文化を理解するための国際感覚や外国語およびコミュニケーションのスキルなど、国際人としての高度な能力を身に付ける場所が県内に必要ではないかと私は考えます。また、同時に、今後も海外の人々を魅了するようなマンガやアニメ、フィギュアを生み出していくためには、子どもの頃からマンガ文化に慣れ親しむ環境を整えていくことはもちろん、彼らがマンガ家やアニメーター、フィギュア作家を志した時に、その技術を学び、その能力を高めてくれるような場所がなければ彼らの夢は身を結ぶことなく終わってしまいます。

以上のことを踏まえ、私がいま思い描いている新設大学は、国際系の学科および美術系の学科を中心としたリベラルアーツカレッジです。大学院は持たず、徹底した少人数授業を行い、幅広い教養の習得に重点を置き、「文化の担い手」としての人材を育成します。鳥取県に大規模な大学は必要ありません。小規模ながら、全ての学生が目的を持ち、意欲的に学び、成長できる、そんな大学が望ましいと私は考えます。大学を新しく作るということは、予算の面でも非常に難しく、また、たとえ新設が実現したとしても募集定員を満たすことができず、最終的に廃校になってしまう大学は全国にたくさんあります。だからこそ、大学の目的と特色を前面に打ち出し、他の大学との差別化を図っていくことが重要です。ここで、成功モデルを1つ紹介します。それは、秋田県にある国際教養大学です。この大学は2004年の新設から10年という短期間で入試偏差値が急上昇し、有名企業への就職率も高くなっています。大学経営が困難な中、この大学が他の有名大学と肩を並べることができた背景には、この大学にしかない理念があり、それに呼応した学生たちが集まったからに他ありません。教育内容に関しても1年間の海外留学が卒業の必須要件であり、全学年、すべての授業が英語で行われるなど、他の大学とは一線を画しています。全てを真似る必要はありませんが、この大学の成功から学ぶことは多いのではないのでしょうか。

私は、現在、英語部に所属しています。もともと英語は苦手でしたが、活動を続けていくうちに英語で話すことの楽しさや喜びを感じるようになりました。大学では語学や国際関係について学びたいと思っています。希望の学部が県内にないため、県外での進学を考えていますが、できることなら県内での進学、県内に地元に残りたいという思いもあります。このような思いを抱えているのは私だけではないはずです。ぜひ、4年制大学の新設を検討していただけないでしょうか。質問は以上です。ありがとうございました。

(青木議長)

高田さんが行いました一般質問に対して、平井知事、答弁をお願いします。

(平井知事)

高田議員のご質問にお答えを申し上げます。高田議員からは若い人たちの夢として、4年制の大学についてお尋ねを賜りました。これは、なかなか悩ましい課題でございます。と申しますのも、大学を作るというのは、非常にハードルの高い事業になりまして、それを果たして決断できるかどうか。それは、相当大きなデモクラシーでありますので、県民の議論を待たなければなりません。実は、鳥取県でも、

この大学設置は常に県政課題でありました。その1つの答えとして出されたのが、鳥取環境大学の設置でありました。高田さんには、大学のことをいろいろ今、これから進学先のことをです、いろいろと研究・検討されていると思うんですけども、あの大学をつくるときにも、相当な議論がございました。この鳥取環境大学の中に、理念としては、今、高田議員がおっしゃるようなことも、実は入っております。この環境大学の議論は、大体、平成7年ぐらいから平成13年の開学に至るまで、かなり長い7年ぐらいにわたりまして議論がございました。その経営主体をどうするかとか、その中身をどうするかとか、そのときに、作るのではあれば、どういう理念で大学というものを構成しているのか、そういう議論がございまして、大議論の末に、平成13年に開学をしたわけでございます。いくらほど、この大学にかかったか、ご存じでありませうか。200億円、建設だけでかかっております。そういうことで、かなりの県と市の出費もございまして作ることになりました。ただ、今、高田議員がおっしゃったように、大学の経営は非常に難しゅうございます。この環境大学も、公設民営でスタートしたわけでございますが、その後、定員割れの状況がございまして、赤字経営に陥ることになりました。それで、私が就任した後になりますけれども、議会と相当大議論をしまして、公立大学として再スタートをさせようと。新生の環境大学を作ろうということになったわけであります。そのなかの1つとしては、環日本海時代をにらんで、国際人を養成しようというのが入りました。ですから、環境大学の中では、英語はもちろんであります。英語については、インテンシブラーニングという、そういう講座を設けておりまして、今おっしゃるような生きた英語を学ぼうと。英語村というものも公立化にあわせてスタートをしまして、これも、かなり大盛況です。月1,000人ぐらい、最近では2,000人ぐらい来られるようになってきておりまして、学外の方も入りますので、高校生でも入って体験をすることが可能であります。そういうようなスペースを設けて国際人を養成しよう。さらに、これから、「Greater Tumen Initiative」と言われます、これは、国連開発計画、UNDPの一組織になりますが、その国際会議に、米子に今から向かうわけであります。そこに来られるのは、ロシアとか、韓国だとか、中国だとか、そうした国々であります。これは、遠からず、私たちの地域社会にも、そういう人材が必要であろうと。さらに、日本全体としても必要だろうということで、あえて、ロシア語や、韓国語や、中国語の教師も雇って、そういう語学教室も始まったところございまして、そういう講座も設けられるに至っております。果たせるかな、どうなったかといいますと、新しい経営学部というものをつくり、それから学科も再編成をさせていただきましてやりましたが、10倍の倍率、非常に学生の支持を受けた、そういう大学に急展開をしました。こんなようなことは、実は、秋田の国際大学の経験を学んで我々もやったところございました。

さらに4月には、これも大議論がございましたが、看護の人材が不足をしているという観点から、4年制の看護大学が倉吉で開校することになりました。これは私学ではありますけれども、地元の市町村と、それから鳥取県とで、半分ずつお金を出しあって、大幅な助成をしてスタートをしようということになりました。なぜそれだけの助成をするかという、やっぱり若い人材にこの鳥取に残っていただきたいと思うからであります。こんなように、私どもとしてもいろんな経験を積ませていただいております。

ただ、基本戦略としては、まだまだ地方に大学があってもいいと私は思っております。7月31日に地方の県が集まりまして、ふるさと知事ネットワークという会議を開催しました。そこで、私のほうからも提案をして、当日アピールとして採択されたうちに、地方における大学の展開、これが入りました。これから政府にも働きかけをすることになっているわけでございます。外国を見てみますと、例えばハーバード大学にしる、あるいはバークレーというような大学にしる、割と有名大学というのは、結構地方

にあるんですね。必ずしもその首都、あるいはニューヨークのようなところになくてもいいわけです。それは、学びの環境としてはふさわしいからであります。ところが日本はどういうわけか、今大学がどんどん東京なり、なんなりに集中しています。関西でも、このたび立命館が大阪に広大なキャンパスをつくることになりました。このように、大都市集中が続いているのは奇異なことだと思っております。もっと地方で学びやすくする。そこに、地元の子どもたちもその県外の子どもたちも入ってきて切磋琢磨する。そういう学びの場をつくるべきではないかなと思います。

あともう1つ大きな話としては、いろいろ芸術系だとかそうしたところがどうだろうかというお話がありました。これも鳥取大学という大学が、国立でございますけれども、この鳥取大学と島根大学でかつて大議論をしたことがありました。教育学部を島根のほうに統合する。それとあわせて、学科の再編をお互いの大学でやりとりをしてやったわけであります。その結果として、鳥取大学が選択をしたのが、芸術文化センターを鳥取大学につくるということです。ここに7名の専門教官がいます。例えば、新倉さんでしたっけね、作曲をされる先生でございますとか、あるいは、彫刻家の先生でありますとか、そうした先生方が、その音楽や芸術の分野でこの鳥取大学におられます。こういう方々のところで学ぶこともできますし、そういう先生方と協力をしあって人材を育成することも、私たちは可能だと考えております。さらに、実は音楽の学び舎ができました。南部町という町が西部にございますが、南部町に国立音楽院という学び舎が誕生しました。今はそうですね、40人ぐらい、今、2学年までいまして学んでおられると思います。ここは、皆さんのよく知っているところで、ゆずってという歌手がいますが、そのゆずという、ゆずさんが出身の、ここで学んでその後アーティストになられた学び舎でございます。鳥取県で誘致をして、鳥取県内にその拠点の1つができました。創学の父にあたる方は鳥取県出身でございます。インスピレーションを感じたということで、南部町に学び舎を開いていただきました。ただ、なぜか鳥取県の子どもは入っておりません。島根とか、実は北海道から九州まで入っているんですけども、地元の子がなぜか入っていないんですね。もっとやっぱり、そういうのを活用してもらいたいなあというのもあると思います。さらに、さっきおっしゃったマンガだとか、そういうクリエイティブな関係では、デジタルハリウッドが、これも秋葉原とか御茶ノ水だとかいろんなところに拠点があって、それが全国展開して名古屋にできたりしているんですけども、名古屋と同時にオープンしたのが米子校でありまして、米子の、かつてNHKの放送局があったところに入居をしてスタートしております。ここでは、クリエイティブなビジネスを学ぶことができるわけでありまして、さらに、鳥取県とタイアップしてその後の就職にあたるころまで、県のほうの基金も使って世話をするという、そういうコースも作らせていただきました。これからも、いろんな取組をしていきたいと思っております。高田さんがおっしゃるように、若い人たちがここでいろんな学びができるように、できる限り工夫をして展開をしてまいりたいと思っておりますし、政府のほうにも働きかけをして、地方での大学展開をなお一層推し進めてまいりたいと思っております。

(青木議長)

高田さん、どうぞ。

(高田議員)

丁寧にお答えいただき、ありがとうございました。いろいろな対策をしていただけるようですが、初めにも触れたとおり、鳥取県の大学進学率は全国平均を下回っている状況です。平成23年度の高卒業者の大学進学率は、全国平均は53.9%であるのに対して、鳥取県はわずか43.9%にとどまっているようです。県としては、鳥取県の将来ビジョンの中で、平成30年度までに全国平均に近い50%

まで上げるという目標を掲げておられるようですが、現状では目標達成は難しいのではないかと思います。先ほどもおっしゃられたように、必要に応じて学部の増設などの大学改革を進めたり、国の研究所などを誘致したりすることも、ぜひご検討いただければと思います。

今日は、このような意見を発表する場を設けていただき、ありがとうございました。以上です。

(青木議長)

引き続き、質問をお願いします。鳥取工業高等学校 小松怜司さん。

(鳥取工業高等学校 小松怜司議員)

鳥取工業高等学校の小松怜司です。PM2.5の被害とその対策について質問いたします。

近年、大陸から飛来するPM2.5によって、くしゃみが止まらなくなったり、目がかゆくなったりと、私たちの生活に悪影響が出てきています。さらに、ここ鳥取県は日本の中でも比較的大陸に近く、PM2.5による被害を大きく受けている県であると言えます。このままでは、将来にわたり県民の健康に重大な影響・被害が及ぶのではないかと心配されることから、その対策を講じる必要があると考えます。

PM2.5に対して県民ができる対策は、マスクを着用すること、うがい・手洗いをすること、外出を控えることなどがあります。ただ、これらの対策を取るためには、PM2.5に関する情報をいち早く手に入れる必要があります。

現在鳥取県では、PM2.5の測定局が4か所設置され、その濃度が国が示している環境基準値や暫定指針値を超過すると予想された場合に、ホームページやトリピーメール、ツイッターなどで、県民への注意喚起が行われています。そのため、情報発信の方法はある程度確立されていると言えますが、その情報はいずれも県内の測定局で観測されたもので、すでにPM2.5が県内に到達してしまってからのものであります。高齢者や子どもへの被害を最小限に食い止めるためには、もっと早く県民に情報を周知して外出を控えさせるなど、未然防止対策が重要であると考えます。

そこで私から2つの提案をしたいと思います。1つ目は、他県との連携です。PM2.5は、主に偏西風に乗って飛来するので、鳥取より先に九州北部や山口、島根などの県に影響及ぼす可能性が高いと思われます。そこで、これらの県と連携し情報共有することで、鳥取県民へより早い情報提供ができるのではないかとこの点であります。

2つ目は、PM2.5の測定局の新設です。現在設置されている4か所の測定局は、全て海側に位置していますが、PM2.5の影響は海側だけに留まるものではありません。特に山間部では花粉の量が多いため、PM2.5と花粉が反応してより粒子の細かいPM1.0が作られやすい環境にあります。PM1.0は容易に肺の奥まで入り込み、さまざまな病気を引き起こす可能性があると言われていています。このことから、新たに県の山間部に測定局を設置し、どの地域でも正確な情報を手に入れられるようにすべきではないかという点であります。

以上の2点について、知事のご所見を伺います。以上、PM2.5の被害とその対策について伺いましたが、知事の簡潔で明解なご答弁をお願いして、壇上からの質問といたします。

(青木議長)

小松さんが行いました一般質問に対して、平井知事、答弁をお願いします。

(平井知事)

小松議員からPM2.5につきましてお尋ねをいただきました。敏感な鼻のようで、ぜひお大事にいただければと思います。PM2.5につきましては、今日的な課題として急にここ数年でクローズアップされてきました。原因は、どうも中国の大気汚染ではないか。例えば、暖房で石炭をたくとか、発電で石炭をたく。そうしたことの粉塵が巻き上げられて、それが飛来するのではないかというようなことが言われたりしております。ただ、完全な解明には残念ながら至っているわけではございませんが、

現象としては、中国では日本以上に、もう目を開けられないぐらいに大気汚染が進んでいるというそんな動きがありまして、マスクをする等の防護措置が取られております。ただ、日本でもその風が飛来してくるわけでありまして、その飛来してきた風に乗ってPM2.5が本県にもやってくるわけでございます。これに対する対策をしっかりとやらなければならない時代に入ったと認識をいたしております。

今、小松さんのほうからご指摘がございました他県と色々なネットワークを張って、それぞれの観測データを統合してやっていったらどうだろうか、こういうご指摘でありまして、それは1つの方策だろうと思います。現実にも、そうしたことを今、全国的には取り組んできておりまして、環境省のほうで1つ音頭を取ってやっているんですけども、「そらまめ君」というホームページがございまして、そこに、例えば鳥取県の観測データ、ここが今こういう値ですよっていうものを出します。島根県、山口県そうしたところも出してくると。それを全国どこでも見られるようにすると、そういうシステムがございまして、実は私たちも、行政的にはそれを参考にさせていただいております。また、皆さんも見えるデータでありますので、24時間それを見ながら、自分で今日はどうしようかな、気をつけようかな、今日は大丈夫そうだなあというふうに判断することができるだろうと思います。ただ、それだけでもなかなかですね、専門的には分からないわけでございますね。そういう意味で、いろんな工夫しなければなりません。考えられるのは、シミュレーションをしっかりとやることであります。最近、テレビニュースなどでも出てきますけれども、大きな世界地図が描いてありまして、赤いところ、橙色、黄色いところ、こういうふうな濃度の高いPM2.5がやってきそうだよというのが、シミュレーション結果として出されるようになりました。これは、九州のほうの大学でされたり、あるいは環境の国立研究所でされたり、日本気象協会が出されたりというのがありますが、まだまだ精度的に十分でないと言われております。そこで政府のほうでも今、そのバージョンアップをしようというふうに動き始めていますし、観測体制も含めてPM2.5に対する対策を強化しようという動きがはじまっているところであります。鳥取県は何をやってきたかと言いますと、まず、観測点を設置しました。今では4つの市に観測点が設置されておりまして、リアルタイムで住民の皆さまにも、私どものサイトを通じて提供しております。そこで得られたデータを、それから、さまざまな予測データ等も入れたり周辺地域の状況を見たりしまして、毎朝判断をするようにいたしております。国のほうでは、70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 予想されるときに、注意情報を出せということをやっていますけれども、鳥取県は環境基準といわれる基準値がありまして、それが、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であります。ですから、70にいかずとも35を目安として、注意情報を出しましょうというふうに独自のやり方をやっています。ですから、島根県の方によく言われるんですけども、鳥取県ではPM2.5の対策情報が出るけれども、島根では出ないですねというふうに言われます。現実のデータを見ますと、大体1年間で鳥取県で注意情報を出すのは70回ぐらいあります。隣の島根県は、せいぜい1回ぐらい、岡山は0回とかですね、実はよその県、ほとんど注意情報は出ません。鳥取県だけそういうことを出しているのは、そういう独自の基準を設けて独自に判定をして、朝方流しまして、メディアを通じて住民の皆様にお知らせをしているからであります。同じように、独自の基準を設けているところは山口県等もございまして、そうしたところでは20回とか30回とか、そういうような1年間で出されるような状況がありますが、鳥取県はやや厳しめに基準を出して、その段階に応じた注意を呼びかけているというようなシステムをとらせていただきました。これからも精度を上げながら、こうした取り組みを続けていく必要があると考えております。ただ、今の小松議員のご指摘のなかでも私に気になりますのは、今、観測点が4つに絞られていまして、どちらかというと倉吉は若干山のほうでありますけれども、山間部系のものがデータがやや不足しているのではないかとあります。また、我々の冷静な目で見てですね、もう少し配置をしたほうがいいのかという、言わば観測のデータ上の必要性もございまして、そういう意味で、観測点を、小松議員がおっしゃったように中山間地も含めて開設を、場所を増やしていく。これは検討する必要があるかなと思います。こうしたこと等をですね、今後とも柔軟に対策を講じさせていただきまして、住民の皆様の健康被害を守る、そういう施策を推進し

てまいりたいと思います。

(青木議長)

小松さん、どうぞ。

(小松議員)

ありがとうございました。知事にご答弁された対策によって、これからの鳥取県がより住みよい県になっていったらいいと願っています。ありがとうございました。

(青木議長)

引き続き、質問をお願いします。鳥取東高等学校 岩見しおりさん。

(鳥取東高等学校 岩見しおり議員)

鳥取東高等学校の岩見しおりです。よろしくをお願いします。早速、質問に入りたいと思います。

今、若者の図書館離れについて新聞等で取り上げられています。鳥取県も例外ではないようです。その要因として、高校生の多くは部活や勉強等で図書館に行く時間があまりなく、さらにパソコンやスマートフォンで調べものや読書も済ませるので、図書館に行く機会が少ないことが挙げられます。

そこで、図書館の利用に関して考えました。私たち高校生にとって一番身近な図書館は学校図書館ですが、実際は利用する人が多くはありません。その一因として、鳥取東高の学校図書館は開館時間が午前9時から午後5時半である点です。これでは多くの時間が授業や部活と被ってしまいます。よって、多くの生徒はゆっくりと図書館を利用することができていません。そこで、学校図書館に勤務する司書の先生を複数にして開館時間を今より長くできないか、教育長にお尋ねします。

また、県立図書館は、「Library of the year 2006」や、慶應義塾大学の「国立国会図書館等の図書館向けサービス・事業に関する調査」で全国第1位を受賞しておられます。その活動の一環として、「ドリームティーンズコーナー」を設け、中高生を対象に事業を行っておられますが、県立図書館の16歳から18歳までの登録者数は、平成19年度と平成23年度を比べると約1,000人減少しており、同様に本の貸し出し冊数も約3,000冊減少しています。また、高等学校における団体貸し出し数も大きく減少しているのが現状です。そこで、SNSをもっと活用してはどうかと考えました。SNSは高校生等の若者の利用率が高いのにも関わらず、県立図書館のSNSにおける総投稿数に対する高校生向けの投稿はわずか約6%であり、現状では広報が十分といえないのではないのでしょうか。パソコンやスマートフォンの普及を逆手に取り、今よりもっとインターネットを利用した広報活動をしていくのがよいと思います。

広報活動の1つとして、多くの高校生が利用しているSNSで「ドリームティーンズコーナー」のアカウントを作り、中高生向けの内容のみを発信し、中高生に図書館の利用を促してはどうでしょうか。特に中高生に対しての広報活動について、ご所見を伺います。

(青木議長)

岩見さんが行いました一般質問に対して、山本教育長、答弁をお願いします。

(山本教育長)

岩見議員から、中高生の図書館離れ、それに伴います利用促進についてご質問をいただいたところでございます。鳥取県では、全国的にも早い時期からですね、読書活動でありますとか、学校図書館の充実、こういったことが大切であるという認識のもとに、早くから取り組みを進めてきております。図書を購入する予算をしっかりと確保して、各学校に必要な図書を整備したりでありますとか、あるいは、学校にない図書を県立図書館があれば県立図書館から、あるいは他の学校があれば他の学校からでも学校図書館を通じて借りられるような、そういったシステムを作ってきております。また、全国にはまだ3割近くの学校に学校図書館司書が配置されていない状況の中で、鳥取県では全ての学校に学校図書館司書を配置して、図書館の利用に関しては司書教諭の先生方と連携を図って、読書活動の啓発活動、あ

るいは、読書活動の推進に努めてきております。朝の読書活動というのを皆さんの学校でもやっておられると思いますが、この朝の読書活動の実施率というのは、鳥取県では全国でもトップクラスなんですね。そうしたことで、学校図書館の利用をできるだけ図っていただくという取組を進めてきておるところでございます。ただ、先ほどご指摘がありましたように、インターネットでありますとか、そうしたことでいろんな情報が調べられるということで、学校図書館から離れていくといいますか、読書からも離れていくといった傾向が最近見られておまして、そこについては、我々も何とかもう一度学校図書館をしっかりと活用していただくということで取組に力を入れて来ておるところでございます。今、学校図書館におきましては、平成15年度では、1人当たりの貸出率が7.6冊であったんですけども、10年後、平成25年度では、13.9冊ということで、1人当たりの貸出数は伸びてきているというデータはあるのでございますが、先ほどご指摘があったところも含めてですね、いろんな環境整備っていうのも、これからも力を入れていく必要があるなというふうに思っております。

岩見議員からは、図書館をより利用しやすくするために開館時間を伸ばすということで、そのために司書教諭を複数配置してはどうかというご提案がございました。学校の図書館の開館時間っていうのは、実は各学校ごとに決めることになっておまして、それぞれの学校によって実情がまちまちでありまして、多くは調べてみますと大体朝から4時ぐらいまで。それから、4時半ぐらいまでというのが大半の学校でございまして、岩見さんが通っておられる学校は5時半までということで、県内ではかなり長い時間まで開いていると思っております。そしてこの開館時間は、実は司書の問題だけではなくてですね、校舎の管理上の制約もあつたりして、必ずしも司書を増やしたから開館時間が延ばせるといったことに直接は繋がらないわけでございますが、工夫次第によってはですね、司書を配置しなくても開館時間を延ばすことができるというふうにも思っております。高校によっては、生徒さんが貸し出し用紙に氏名を記入することで、簡単に本を貸し出すことができるというような仕組みづくりをしたり、あるいは教職員が話し合いをして、順番です当番をして、開館時間を延ばすというようなことで、学校によっては6時過ぎぐらいまで開館時間を延ばしているというような学校もあるようでございます。まずは各学校の中で、例えば今岩見議員でありますと、生徒会のあたりにですね、開館時間を延ばしてほしいというような声を挙げていただいて、そこで話し合いをしていただければどうかと、そういう声を校長先生に届けていただければどうかというふうに思っております。ご提案ありましたので、私からも学校長のほうには話を繋げてみたいというふうに思っております。

それから、県立図書館の利用促進のための、特に中高生に対する広報活動についてお尋ねがございました。お話のありました「ドリームティーンズコーナー」につきましては、平成24年度に、中高生の皆さんに将来を考えていただくために、こんな本を読んでほしいなという願いを込めて作らせていただきましたが、あわせて学校図書館において、こういう本を学校図書館に備えてほしいという選書でありますとか、展示の仕方でもありますとか、そういったモデルとして作らせていただいたものでございます。この「ドリームティーンズコーナー」につきましては、中高生の皆さんの利用促進を図るために、ホームページを立ち上げておりますし、あわせて、「ドリームティーンズ通信」という、これは従来のペーパーベースですが、こうしたものを各学校に配布して学校図書館等に掲示をさせていただいております。また、このコーナーで展示した本を学校図書館においても展示するというような取組も行い、広報活動にも力を入れているところでございます。また、この秋にはですね、少しイベントを考えてみようということで、県立図書館と高校の図書館が共同して、高校生鳥取県クイズというようなことを考えておまして、結構難しいクイズで、学校図書館でいろいろ調べてクイズに答えを出していただくということで、学校図書館を利用していただくようなところに繋げる広報イベントというものを実施するようなことも考えております。先方、ご提案いただきましたインターネットでありますとかSNSについても、広報活動において、昨年の6月からフェイスブックでありますとかツイッターで積極的な広報活動を行っているところでございましたが、お話にありましたように中高生の利用が少ないということでございま

して、先ほど「ドリームティーンズコーナー」に中高生専用のアカウントを作ってはどうかというご提案をいただいておりますが、本当に高校生ならではの斬新な発想で大変おもしろいかなというふうに思っております。ぜひ誰がどんな発信をすればより効果的なものになるかというようなことも含めて、検討をさせていただきたいというふうに思っております。一方で、インターネットでありますとかこういうSNSだけではなくて、実際に本を手にとって、ふと取った本が非常におもしろかったというような出会いもありますし、友だちがこれ読んでおもしろかったよって渡してもらおうというようなことが、本や図書館に興味を持つきっかけになることもあります。どうしたら図書館を利用したくなるのか、そうしたことについて中高生の皆さんの意見もこれから聞いていきたいと思っておりますし、学校図書館の司書の皆さんの意見等も聞きながら、中高生に対する広報活動の充実策について検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

(青木議長)

追加の質問をお願いします。岩見さん。

(岩見議員)

さらに、もう1点、ホームページについても伺います。私は、この質問書を作成するにあたり、県立図書館のホームページを拝見しました。その時たまたま「ドリームティーンズコーナー」のリンクをクリックし、初めて県立図書館の中高生に対する活動を知ることができましたが、得たい情報を得るのに多くの時間を費やしました。

そこで、利用者の調べたいことがすぐに分かるように、各ページへのリンクに対象者を表記したり、両脇にある多くのリンクを対象者別に分類するなどしてはいかがでしょうか。また、情報発信についてさまざまな取り組みをしておられますが、ホームページのレイアウトについて教育長のご所見を伺います。

(青木議長)

岩見さんの追加の質問に対して、山本教育長、答弁をお願いします。

(山本教育長)

岩見議員から重ねてのご質問がございました。県立図書館のホームページのレイアウトについてのご質問でございましたが、現在の県立図書館のホームページは、4年前に作成をしてそれに微修正を加えつつ今に至っておりますが、いろんなサービスがその後追加されてですね、そのたびに、家でいきますと増築のような格好です。継ぎ足し継ぎ足しをしております。確かにご指摘のとおり分かりづらくなっている面が多々あるかと思っております。先ほど、「ドリームティーンズコーナー」のアイコンについて、中高生のためというところをもう少し分かるようにというご提案に対しましては、これはもう早速直して分かりやすくさせていただこうと思っております。なお、ホームページ全体のレイアウトにつきましては、これは、県立図書館のいろんな貸出のシステムだとか、検索のシステムだとか、そういうものと連動しております。単にリンクがあそこにあるというだけではございませんで、実はそのシステム全体の見直しを5年に1度やっております。それにあわせて、今ホームページ全体のレイアウトも見直し中ですので、ご提案のありましたところも含めて、このホームページを見直しについて活かさせていただきたいと思っております。以上でございます。

(青木議長)

岩見さん、どうぞ。

(岩見議員)

丁寧に回答していただき、ありがとうございました。

(青木議長)

準備をしますので、しばらくお待ちください。

再開します。引き続き質問をお願いします。鳥取聾学校 細田彩斗さん。

(鳥取聾学校 細田彩斗議員)

鳥取聾学校高等部2年 細田彩斗です。健常者とろう者が交流する場の設定について、県民が日常生活で手話が学べるような取組みについて、平井知事に質問します。鳥取県手話言語条例が制定されて、もうすぐ1年になる。手話の普及のためには、まず健聴者とろう者とが交流する場が必要であり、交流することでお互いが理解しあえることが大切だと考える。東京には「サイン ウィズ ミー」、大阪には「デフサポートおおさか」という手話カフェがあるが、鳥取にはまだない。ぜひ、全国に先駆けて手話言語条例を制定した鳥取県としてろう者と健聴者が気軽に触れ合える手話カフェを作っていただきたいが、いかがでしょうか。

また、先日職場見学で企業を訪問したが、職場で手話を学ぶ機会はなく、地域でもそのような場が少ないようである。手話学習会開催事業等補助金などの制度があるが、どれくらい活用されているか、現況について質問します。実生活で困るのは、金融機関など日常的に出入りをする場所での対応である。筆談等でなんとかやりとりをするが、少しでも手話ができる人がいればミスなく簡単にやりとりができ安心である。また、自動車学校などの講習を受けるときも情報保障が十分でなく、筆記試験は3回くらい受験してようやく合格となるケースが多い。鳥取県としてどのようにお考えになり、どう対応されるのかお尋ねします。

(青木議長)

細田さんが行いました一般質問に対して、平井知事、答弁をお願いします。

(平井知事)

細田議員のご質問にお答えを申し上げます。ただ今、カフェの話、それから、手話をもっともっとです、ね、使いやすい、そういう社会づくりにつきまして、お尋ねがございました。確かに、手話カフェというのはおもしろいシステムだと思いますし、細田議員がおっしゃるように、交流の場としても有効ではないかなと思います。ただ、現実にはですね、それがあるのが東京であるとか、それから大阪とか、そういう例えば人口の多いそういう場所に今の所はこれは立地をしているというのが現実だろうと思います。それは、どうしても商売のことがありますから、売れなければ、例えば食事やコーヒーが売れないと成り立たないというそういう難しさがありまして、確かに鳥取でもやればいんですけれども、まだ現段階では、現状ではまだちょっと難しいのかもしれない。ただ、工夫の余地はあると思います。それは施設において、就労継続支援事業といった福祉の事業形態もあります。そういう事業として喫茶店をやる、交流の場をつくることも、それは可能ではないかなと思います。もし、そういう場所ができるというのであれば、それは私どもとしてもぜひ応援をさせていただきたいと思います。

また、手話をもっと気軽に利用しやすい、コミュニケーションが簡単になるような、そういう環境をつくらうということは、私としてもぜひ目指していきたいと思います。ただ、現実との折り合いもございまして、少しずつ少しずつ段階的に、良い方向へ変えていきたいというふうに思います。その意味で、今おっしゃった例としては手話教室、手話の学校ですね、これがどれほどあるかということでもあります。現在手話言語条例が制定をされましてから、今のところ大体50回ぐらい手話教室を、企業やサークルなどで実施をしております。その他にも、県民の皆様向けの初歩の手話教室、これも制定後20回ぐらい実施をしておりますし、現在、中部・西部において、夏休みを利用した親子向けの手話教室も始まったところでございます。こんなように、手話を学ぶ輪が広がってきておまして、これは鳥取県の特徴になり始めていると思います。

先般も聴覚障害者陸上競技大会が行われました。今までは東京、あと1回だけ名古屋で開催をただけでありまして、地方での開催は鳥取が初め、最初だったんですね。初めて鳥取で開いたんですけども、その下防会長さんがお見えになっておっしゃいました。鳥取は少しでも手話ができる人が増えてきてびっくりしたと。東京や、あるいは名古屋ではなかったですね、素晴らしい大会になったというふうに

おっしゃいました。そんな意味で、地道ではありますけども少しずつ、こういう手話が利用活用できる、そういう人を増やしてまいりたいと思います。

また、学校でも手話を学べる場をつくることは大切です。条例制定後、最初に基礎編、また、このたびは応用編のテキストブックを全部の学校に配布をしました。こういうことで学んだ子どもたちは、手話を常識として習得してくることに なりまして、次の世代の鳥取県が楽しみだと思 います。今、非常にそういう意味で、おっしゃる ように生活の場としてと っても大切なもの、所があるんじゃないかと。銀行であるとか、そういうお話がございましたが、例えば、鳥取銀行さんでは手話の教室をさ れまして、手話の分かる人をつくって いくと取り組み始めました。また、山陰合同銀行さんでは、全店舗で音を大きくする、難聴者等に向けてのことだと思 いますが、そういう機械を各店舗に設置を したりそういう取組も始まっています。JRでも、鉄道を 利用するろう者の方がいらっ しゃいますので、そういう方のために、朝礼で、朝の集会で手話を勉強す るように始まったと伺って おります。こんなふうに少しづつではありますけれども、手話を 使いやすい環境が広がって きているわけです。

自動車学校のお話 ございました。これはまだ新しい課題であります。運転の免許を取得できる ようになりましたのが6年前のこと ですから、まだ最近のこと であります。それでもこの近所 でのいいますと、イナバ自動車学校では手話を 分かる教官を配置をされて います。細田さんもお存じ だと思いますが、聾学校の先輩も毎年入校を されていると伺って おります。ただ、今おっしゃった ようになかなかその学科試験を通る等に、まだ課題もあるのは事実 なのだろうと思 います。よく実際の状態を、その理由などを調査を させていただきまして、それで対策を皆でよくよく 相談をしてまいりたいと思 います。これについては、国全体の課題という ことがあろうかと思 います。警察庁のほうでも そうした自動車運転免許、管轄して いらっ しゃいますけれども、現実問題、学科試験等 でなかなか通りにくさ があるという声も伺 っております。そうしたことを 国の制度を改めて もらう、改正することなども、国会、国に 対して要望してまいりたいと 考えて おります。いずれにいたしましても、鳥取県から手話の、言わば革命を 起こしてまいりたいと 考えて おりますので、ぜひこれからもご協力ご支援を賜ります ようにお願いを申し上げたいと思 います。

(青木議長)

追加の質問をお願いします。細田さん。

(細田議員)

はい。鳥取県庁の本庁舎の最上階に以前喫茶店があり、そのスペースが開いていると聞いて いますが、そこに手話カフェを作ることは できないですか。ろう者の雇用の場として 最適で、健常者との交流の場にもなる。ぜひ、ご検討 いただきたい。

(青木議長)

細田さんの追加の質問に対して、平井知事、答弁をお願いします。

(平井知事)

細田議員から、重ねて手話カフェのような交流の場の開設につ きましてお尋ねをいただきました。確かに、県庁の上にかつて喫茶店が ございました。ただ、お客さんがあまり来ないもの ですから、そこは閉めたという経緯が ございます。ですから、ここで開業してもあまり 収益は上がらないのかなと思 いますし、それから、現実には今別の商工関係の用途に 使っております。そこで、今せ っかくのご質問でござ いますので、これからです ね、ご関係の皆様とも相談を してみたいと思 いますが、先ほど申しました ようなまちなかです ね、そういう人々がふれあう、交流できる ようなスペース、手話カフェの ような、そういうことを開設をする所があれば、積極的に 応援をさせていただきたいと思 いますし、これから、アートの関係です ね、全国障がい者芸術文化祭が 開かれます。まだまだ行事が ござ います。11月1日から3日には、ライマックスイベ ントもござ いますし、また聾学校の生徒さんも含めて ですね、特別教育の学校によります文化祭も 開催されることになっ ています。さらに11月23日に「手話パフォー

マンス甲子園」を初めて開催をすることになります。こうしたいろんな場がありましてですね、そういうイベントが開かれる、開かれるようなときにそういう手話カフェを作ってみる、試しに作ってみてはどうだろうかとかそういうように思います。それは現実可能な線ではないかなと思いますが、例えばそうしたことで私たちも体験してみて、これはおもしろい、やってみようという事業者さんがあれば、その後も展開を考えていただく、まちなかが多分交流の場としてはふさわしいのではないかと思います、そうした取組を積極的にご支援していきたいと思います。

(青木議長)

細田さん、どうぞ。

(細田議員)

平井知事さん、ありがとうございました。

(青木議長)

以上で、午前中の会議を終了し、暫時休憩します。午後の会議は1時より再開します。

(休 憩)

(湯梨浜高等学校 木村恭崇議長(以下 木村議長))

それでは、ただ今より、議会を再開します。議長を務めます湯梨浜高等学校の木村恭崇です。精一杯がんばりますので、皆さん、ご協力お願いします。それでは、引き続き、質問をお願いします。境港総合技術高等学校、松本拓巳さん。

(境港総合技術高等学校 松本拓巳議員)

境港総合技術高校3年の松本拓巳です。本日は、このような質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。それでは早速ですが、質問をさせていただきます。私たち境港総合技術高校では、ケータイ・スマホについて、境総合6ヶ条という学校独自のルールを定めました。スマートフォンの普及により、誰でもどこでもネットが使えるような便利な時代になりました。しかし、いろいろなことが誰でも簡単にできてしまうスマートフォンの普及で、そのネットが関係した問題が格段に増えたのも事実だと思います。境総合でも、ネットによる誹謗中傷や、メールのやり取りによる誤解から生まれたトラブルが現実のものとなりました。また、気軽に写真を撮ったことからトラブルに発展したこともありました。生徒間でのトラブルは、ほぼケータイ・スマホが関係していると言ってもいい状況です。生徒会ではこのような状況を自分たちの手でどうにかしたいと、まず生徒たちにケータイ・スマホ・ネットの利用の現状についてアンケートをとることにしました。これらをもとに改めてネットについてのトラブルになる原因を6ヶ条に、境総合の校章である六芒星の6で覚えやすい数という意味が込められています。アンケートでは現状を把握する内容と、それに対応する一つだけのルールを作るとしたら何がいいかという「一つだけルール」の項目を作りました。原因と対応策を1対1対応で示すことで、分かりやすいルールにしたかったからです。6ヶ条は、その「一つだけルール」と、生徒の現状をもとに次のような6つのルールを作りました。議長の許可を得て机上に配布しましたので、見てください。林副知事には、この6ヶ条についてどのような感想を持たれましたか。まず、そこから聞かせてください。

6ヶ条は、昨年2月に生徒総会を開き定めましたが、破ってもこれといったペナルティもなく、「破っても何もないなら守らなくてもいいか」とあまり気に留めずすぐ忘れてしまったり、「これは個人の問題で、学校でどうこう言われることではない」という意見もあったり、そもそも覚えようとしらない人もいて、なかなか生徒に浸透しないままになっています。スマホについてのホームルームを設定し6ヶ条の話をしたり、教室に6ヶ条が書いてある紙を掲示して生徒に意識してもらおうなど、浸透徹底を図っていますが、難しいのが現状です。同じように、7月に改正された鳥取県青少年健全育成条例にあるフィルタリング規定にも抜け道があります。フィルタリングをして有害なサイトにアクセスできなくしても、

Wi-Fiに繋げてしまえばフィルタリングは機能しなくなることがあるからです。条例は家庭で親が管理すればいいという考えのようですが、最近では外出先でパスワードが必要ないWi-Fiを配信しているお店や地域も増えてきています。結果的に子どもでも簡単にアクセスできるのが現状です。条例には、このように家庭だけではどうすることもできない抜け道があります。青少年健全育成条例は、どのように浸透徹底させていこうと考えておられますか。境港総合6ヶ条の浸透徹底が難しい現状はお話したとおりです。その解決策の参考にしたいので、具体的にお答えください。

他にも子どものインターネット環境を親が把握することを努力義務とするという規定が条例にはありますが、これも努力義務という緩い言い方だと甘く見て無関心で終わる人も出てくると思います。それに、そもそも中高年の私たちの親たちは、IT音痴が少なくありません。規定を設けても、実際に機能しなければ意味がありません。親の義務は努力規定でいいのでしょうか。また、この努力規定を支えるために、どんなことを県はしようとしておられるのでしょうか。これが3つ目の質問です。

最後に、憲法が定める表現の自由に関してお聞きします。スマホも自分の内面を外に表出するのですから、表現の自由の一部です。そして、表現の自由を憲法が保障する人権の中でも地位の自由とされています。県として、全国の自治体に先駆けて条例を改正されたことは素晴らしいことだと思いますが、しかし、県庁の皆さんは憲法99条の憲法擁護義務を負っておられます。表現の自由の擁護とスマホやネットの持つ危険から、県民、特に私たち未成年を守るという相反する2つの要請をどう調和させていのでしょうか。境総合6ヶ条でも、個人の問題で生徒会や学校は言うべき問題ではないと言う人が少なくないのですが、相通ずる問題だと思いますので、ぜひともお聞かせください。以上で壇上での質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

(木村議長)

松本さんが行いました一般質問に対して、林副知事、答弁をお願いします。

(林副知事)

松本議員さんから、スマートフォンに関連して4点、ご質問がございました。順次、答弁をさせていただきます。

まず、境総合技術高校で6ヶ条というものを作られたという話がありました。その過程でのお話もありまして、アンケートをやり、自分たちでいろいろ議論をして作ったという話がありました。自分自身で、自分たちで問題を解決していく、こういう姿勢というもの、本当に素晴らしいことだというふうに思っております。さらに内容を見させていただくと、分かりやすく1対1でというのも非常に簡潔で、素晴らしい内容だろうと思います。そして、中でもトラブルについては、直接話そうというようなお話がありました。もともとメールというものは、人間、コミュニケーションするときは、いろんなツールを使ってコミュニケーションをします。表情もありますし、手足の動かしや、いろんなものがあって、総合的にやっているもの、それを補完するのがメールです。何かあったときには、やはりなるべくコミュニケーションの原点に戻る。直接会って、いろんな表情も交えながら会話をしていくということが大事だろうというふうに思います。そうした意味でも、素晴らしい視点での提言だろうというふうに思います。

それから、6条に時間制限の話がありました。どうしてもスマホをやっていると依存症になるというようなことがあります。ぜひ、こうしたものもリテラシーの1つですので、ちゃんと自己管理をして使っていくということが大事なことだろうと思っております。そうしたことを作られたこの6ヶ条についての感想ということを経験で言えば、素晴らしいことだろうと思っております。にもかかわらず、次の質問のなかになかなか浸透しないという話がありました。非常に私は残念だなと思います。学校の皆様方、生徒みんなでの良さというものをちゃんと認識して、守ろうねというお話をいただければと思います。あわせて、青少年健全育成条例をどう浸透させるかというお話がございました。まず、青少年健全育成条例で、こうしたスマートフォンだとかその他携帯電話も含めて、この規制している前提

の考え方ですけども、それは有害サイトが実際にあるんだと。そして、そのことによって犯罪に巻き込まれたり、あるいは場合によっては知らず知らずに犯罪者になったりというような、そうしたことがある。これを防止する必要があるということが1つある。そして、そのためには、やはり教育あるいは子育てに責任を持つ親御さん、親が積極的に関心を持つことが必要だと。でも、それだけではいけないので、事業者の皆さん、関係する事業者の皆さんの協力や、社会でのそうした環境づくりというものが大事だということを基本に考えて、そしてそういう意味で、今回改正した条例の中では、ペアレンタルコントロールということを導入をいたしました。これは、今簡単に申し上げましたけれども、子どもの養育に対して権利義務を負う親がしっかりとそうした現状を認識をしながら、スマートフォンとかそうしたものの利用をちゃんと話し合いで、家庭の中でコントロールしていきましょうということでございます。前提としては家族での話し合い、あるいは親子での約束事ということを決めるということが1つの考え方になっているというふうに考えております。

また、Wi-Fiの話がありました。Wi-Fiで抜け道になってる。抜け道の部分もありますけど、最近ではWi-Fiについても無料のフィルタリングをかける、そうしたアプリというかそれも出てきますので、こうしたものも、そういうフィルタリングサービスも親御さんも含めて周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。また、親御さんの、どう浸透させていくかということとあわせてですけど、ペアレンタルコントロールをやってくださいという、この必要性というものについて、積極的に周知をしていく必要があると思っております、いろんな研修会だとか講演会だとか、そうしたもので、今のインターネットとかそういう実態を親御さんに分かっていただく。そして、次にそれを防止する手法としてのフィルタリングだとか、そうしたもの。それから親子での、家庭での話し合い、約束事というものを、作り方というものをしっかりとお話をしていきたいというふうに考えているところです。あわせて、もちろん高校生ぐらいになると、インターネットを利用する個人個人が、年齢に応じてといいますけども、高校生になればなったで、その流通する情報を適切に自分で取捨選択をする、こういう能力もだんだんと身につけていってほしいというふうに思います。これは、やはり1つの取捨選択をする。あるいは、先ほど言いました、時間的にどういうふうに自分の生活に、あるいは他人にも危害を与えないようにしていくというのは、リテラシーとしての重要な要素ですので、そうしたことを考えていっていただきたいというふうに思っております。

3つ目の質問ですけれども、それに関連してペアレンタルコントロールと言うけども、親御さんのほうはあまりよく知らない。それでできますかということと、それから、じゃあそういう親御さんに対して努力義務でいいのか、あるいはその努力義務であるとしても、それを支えるために県はどうするのかというお話がありました。まず1つは、やはりさっきも言いましたけど、親御さんには、親には子どもを教育する権利があり、義務があり、一番責任を持つ立場にあります。そうした方々に対して、まず一律にこうなさいというふうに行政のほうで決めてしまうということはいかがなものかということがありまして、まずは、やはり教育に責任を持つ親御さんの意向を尊重するという意味で、こうしたことをすべきではありませんかという提案というか条例の規定をし、それを努力義務として、しているものでございます。そうした趣旨だということをご理解をいただきたいと思っております。ただ、先ほどもございましたIT音痴ということを言われましたけども、なかなか知識が十分同じレベルじゃない親御さんもおられるということについては、先般、さっきの質問の中でも申し上げましたけれども、研修だとか講習会だとか研修会など、そうしたものを引き続きやっていく。あるいは、いろんな機会にそうした情報を流していく。そういうことで、民間の事業者の方が物を売られるときにも告知義務を今回お願いをして、フィルタリングという制度がありますよ、これで放っておくと無制限でどのインターネットサイトにもつながって危険もありますよということをちゃんと伝えていただくというようなことを考えているものでございます。

最後に、表現の自由とこの青少年健全育成条例の規定についてのお話がありました。まず、大前提と

して、表現の自由は憲法の中でも非常に大事な基本的人権の1つでありますけれども、ただ、他人の権利を侵害するという事は、やはり、してまでの自由というものまでは認められていないということが1つあります。それから、もう1つは、表現の自由というものは非常に大事なことです。そして、通常大人もいろんな人が表現するわけですね。発表する、情報を流している。そのなかには、青少年の方に有害なものもあるし、そうじゃないものもある。ただ、それは他の人にとっては決して有害ではない場合もあります。そうしたことがあるので、表現の自由と関係して、このスマホの場合の制限の仕方としては受け手側で制限をしていく。出し手側で制限をするのではなくて、受け手の側で制限をすると。そういう意味でフィルタリング、あるいは青少年の皆さん、使うほうの側のリテラシーが、それからペアレンタルコントロール、そうしたものを考えているということでございます。何度も申し上げますけども、ペアレンタルコントロールも、その親御さんと子どもさんとの間での知識の差もありますし、時代の変遷でいろいろ、どんどん変わってきてます。よくその事情を、家庭の中で、親子で、家庭の中でよく話し合っていて決めていただきたいというふうに思っております。

それから、最後で申し上げますけれども、何度も言いますけど、リテラシーの中には、ものを使うという技術的なノウハウの他に、自ら適切に利用を管理するという、そして犯罪だとか他人の迷惑にならない、あるいは他人を傷つけないという使い方をするという、これも大きなリテラシーの要素だというふうに私は思っています。そういう意味で、しっかりとそうしたことを磨いてほしいと思いますし、そのことは何条でしたかね、5条ですか、境総合の6ヶ条の中の5条のスマホの使用に責任を持つということにつながっておるだろうというふうに思っております。お互いみんなで適正な使い方をして、便利なものですから便利なように、そして人は傷つけないあるいは社会的に犯罪になったり、犯罪に巻き込まれたりということのないような使い方を心がけていきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上でございます。

(木村議長)

松本さん、どうぞ。

(松本議員)

親の意見、意向を尊重するという事で、講習や研修を受けてもらうと言われたんですけど、講習や研修にも行かない親がたぶん多いと思うんですよ。だから、そのためにもみんなが車の中でよく聞くラジオとか、家の中にあるテレビとかを使ってこういうことを知らせることはできないんでしょうか。そういうことが聞きたいです。

(木村議長)

追加の質問に対して、林副知事、答弁をお願いします。

(林副知事)

今の追加で、追及で、いろんな様々な手法でアピールなりPRをしていく必要があるというお話だと、おっしゃるとおりだろうと思います。条例も改正をしたことでございますし、その内容についてはいろいろな媒体で啓発していきたいと思っておりますし、それから、いろんな器具を購入する際に、事業者の皆さんのほうから保護者のほうにそうしたことを告知していただくということにしておりますので、そうしたことで順番に、順々に周知を図ってまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

(木村議長)

引き続き、質問をお願いします。

(松本議員)

お答えいただき、ありがとうございました。

(木村議長)

それでは、引き続き、質問をお願いします。米子南高等学校、阿川麻弥さん。

(米子南高等学校 阿川麻弥議員)

こんにちは。私は米子南高等学校の生徒会長の阿川麻弥です。よろしくお願ひします。

今回私が質問させていただく内容は、鳥取県の魅力のPR方法についてです。これについて生徒会で話し合ったところ、鳥取県は観光客へのPRがあまりできていないのではないだろうかという意見が出てきました。鳥取県は、県外の人々が観光に来るためには魅力が十分伝わっていないのではないか、と思ったからです。実際にインターネットで鳥取県に対するイメージを調べてみたところ、田舎という意見や地味という意見が多くありました。昨年放映された鳥取県の問題についての番組では、大手検索サイトにおける検索数が全国最下位で、県外の人から興味を持たれていないということが取り上げられていました。これらのことから、県外の人に鳥取県の魅力を上手く伝えきれていないのでは、と思いました。

鳥取県の魅力は、豊かな自然や新鮮な魚介類や野菜、観光地では鳥取砂丘や大山、水木しげるロード、数多くの温泉などがあります。この他にも住んでいる私たちには分かるけど、県外の人たちには分からないような魅力がたくさんあると思います。それらをうまく伝えることで、鳥取県のイメージを一度は行ってみたい県と思われるように変えていくことができると思います。その方法として、地元のキャラクターを使用して宣伝するのがよいのではないかと思います。特にネットでも取り上げられていた米子のネギマンに協力してほしいと思います。ネギマンは、ネット上で「ゆるくないゆるキャラがいる」や、「鳥取のご当地キャラクターが気持ち悪い」と話題になっていました。今、私たち若い世代の情報交換の中心はSNSです。それを利用して鳥取県をPRすることも1つの方法ではないのでしょうか。具体的には、ネギマンが鳥取県の観光地や特産品を紹介している動画や写真をSNSに配信することで、話題性を生み、鳥取県についてのPRにもつなげていくことができると思います。このように、小さなことから始めていき、増やしていくことで、最後には大きな魅力にし、鳥取県の良さを全国に伝えていくことができると思います。

そこでお尋ねします。今、私が提案させていただいたことは、鳥取県として取り組んでいただけることなのでしょうか。また、このような取組がこれまで考えられていたのかどうかお尋ねします。以上で壇上からの質問は終わります。ありがとうございました。

(木村議長)

阿川さんが行いました一般質問に対して、岡崎未来づくり推進局長、答弁をお願いします。

(岡崎未来づくり推進局長)

阿川議員の質問にお答えします。鳥取県の魅力を上手く伝える方法として、地元のキャラクターを使用して宣伝してはどうかと。また、若い世代の方々の情報交換の中心であるSNSを利用してPRすることもいいじゃないかということですが、私、全く同感であります。ぜひともこのようにさせていただきたいというふうに思います。結論はそうなんですけど、ちょっと取組の話もありましたので、具体的にちょっと説明させていただきます。まず、鳥取県のイメージの話がありました。平成23年から3年間、今、鳥取県に関するイメージというのをインターネット上でやっています。その結果、3年間の中では鳥取県のイメージは鳥取砂丘がダントツの1位、70%以上ですね。あとカラーとしては、イエローあるいはブラウンということもありますが、自然が豊かということも実は鳥取県評価がありまして、昨年は24年度ですかね、5位ですね。今年は8位になってますけど、そういうようなイメージがあります。その中で、キャラクターを使っただけのPRということもあります。トリピーというのはご存じだと思いますけど、これは平成9年の山陰・夢みなと博覧会、ちょうどきつとお生まれになったときじゃないかと思うんですけど、そこで誕生したのがトリピーであります。爾来、子役を経て今はアイドルとして活躍してますが、トリピーの活躍もいろいろとやっています。その間、姉妹もできてまして、弟もできてまして、げんきトリピーとあって、健康づくりをやろうというトリピーですとか、今年は全国の障がい者芸術・文化祭がありますが、その中でアトリピーというのがあります。で、そのトリピーを使ったツイッターというのもありまして、平成23年度、フォロワーとして4,388人だったの

が、今年は1万6,832人として3.8倍になってます。このゆるキャラがゆるゆるとなんかつづやく、それがなんかウケてるようです。で、またSNSを使つてのツイッターとか、あとフェイスブックですね、もありまして、去年の11月はいわゆる恋チュンというやつがありました、動画がありました。知事も出て披露したんですが、これ意外と大きな反響になってますし、実は今年、旅行会社が企画したインターネット上での投票で第1位になったら、そのご当地の旅行本を作るという催し物があって、そこでトリピーが活躍しまして、見事第1位になりました。で、7月12日、既に発売されましたけど、「ことりっぷ」という雑誌なんですけど、それが今、書店でも販売されてます。こういう形でそのゆるキャラを使った宣伝もいろいろやっていますし、SNSを使ったPRもやっています。お尋ね、ご提案いただきましたネギマンですけど、実はそのキャラクターにはいろいろと著作権というものが伴ってまして、私どもが自由に使うのは難しいんですが、このネギマンは米子ガイナックス株式会社というのが著作権を持っています。で、現在、実はその著作権者であります米子ガイナックスと交渉をしている最中でありまして。県政のPRのCMを作ろうということで、今、鋭意交渉しています。事が上手く運べば、来年1月頃、何とか完成をみたいなということでして、実は今回の質問はですね、その応援メッセージというふうに私どもは受け取っております。ありがとうございます。これからも若い方々の感覚を活かしたこのような提言を活かしながら、ぜひともこの鳥取県のPRに努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願います。ありがとうございました。

(木村議長)

阿川さん、どうぞ。

(阿川議員)

丁寧にお答えいただき、ありがとうございました。私が生徒会で話し合った内容が実現するというところで、すごく嬉しく思っています。このような機会を設けていただいて、ありがとうございました。

(木村議長)

引き続き、質問をお願いします。米子南高等学校、門田侑奈さん。

(米子南高等学校 門田侑奈議員)

こんにちは。私は、米子南高校生徒会の門田侑奈です。よろしく願います。高校生議会に参加させていただけると聞いて、生徒会で今の鳥取県を私たちはどう思っているのか、これからどのように発展していったらいいのかを話し合ってきました。その中で、地元で定住してもらうためにどのような活動、対策をとっているのかという意見が多く出ました。確かに、私が親しくしていた先輩の多くは他県へ進学しています。今年、米子南高を卒業した人150人のうち、100人が進学しました。その中で県内に進学したのは26人です。この結果を見ても、4分の3の人が県外に進学したことになります。例年、同じような割合になっているそうです。私の受験は、まだ2年生なので来年ですが、他の県の学校に進学することを考えています。そこで、若者がどんなものがあつたら地元に残りたい、住みたいと思うようになるのか考えてみました。鳥取県内にある大学は、鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取短期大学の3校しかありません。中国地方にある大学の数を調べてみましたが、圧倒的に鳥取県には大学が少ないです。米子南高の先生にも、当時どのように考えて進路を決めたのか聞いてみたところ、行きたいと思う進学先がなかったというようなことを多くの先生が言っておられました。これを聞き、他県にある有名な大学から移転など誘致することで、大学の数も増え、若い私たちの年代が増えていくのではないかと考えました。そして、鳥取県内に住んでいる高校生にも自宅から通えるということで、その大学を目指す人も増えていくと思います。私たち高校生には、高卒で仕事を探すにも求人が少ないのが現状です。米子南高は、商業科と家庭学科がありますが、商業科で資格を取得している人たちでもなかなか就職することができません。将来、鳥取県で就職を考えている私たちにしてみると、本当に就職先が見つかるのか、まだまだ不安です。大学の誘致に付け加え、企業の誘致の拡大についても強く希望します。

そこで、お尋ねします。県でも、企業誘致など進めておられると伺っていますが、具体的にどのように進めておられるのかお尋ねします。以上で、壇上での私の質問を終わります。ありがとうございました。

(木村議長)

門田さんが行いました一般質問に対して、小倉地域振興部長、答弁をお願いします。

(小倉地域振興部長)

門田議員の質問にありました中で、大学の誘致についてご答弁申し上げます。県内の高校生の皆様方が県外の大学に進学される、その理由でございますけれども、県内に希望する学部がないですとか、学部があってもその定員数が少ないとか、そんな声を多く聞いているところでございます。県内の大学、鳥取大学、鳥取環境大学等でございますけれども、県内出身者はわずか2割に留まっておるというのも事実でございます。また、県内の学生が大学、短大を含めてですけれども、進学されるその率でございますが、平成25年のデータでございますけれども、全国の平均が53.2%というのに対しまして、鳥取県では42.3%と9ポイントも下回っているというような状況でございます。これはご指摘のとおり、「県内に行く所がないだが」という見方もできるのかなと一方では思っているところでございます。ただ、大学の日本全国を見渡したその立地状況を見てみますと、4年制の大学ですけれども、全国に現時点で782校ございます。そのうちの476校が大都市部に集中しているということ。全体の61%が大都市部に立地している状況でございます。また、大学の最近の新設大学の立地状況を見ますと、平成21年度から今日まで全部で37校が新たに立地しております。そのうちの24校が大都市部ということで、65%が大都市部に立地しているのが今の現状でございます。この背景でございますけれども、高校生の皆様方は分からないとは思いますが、バブル経済が崩壊いたしまして、日本全国地価がどんどん下がりまわりました。それと合わせて2002年に首都圏、そして近畿圏において既成市街地、工場等の規制法が廃止されたところでございます。それによりまして、大都市圏にある大学がキャンパスを拡大し、学部を増やし、定員数をどんどん増やしていった。そして新設大学もどんどんできるようになった。そんな状況が今日まで続いているのが大きな原因とっております。そんな状況を打破すること、首都圏っていうか大都市部の大学の一極集中を解消し、大学を地方のほうに分散移転して行くこと。それは、ご質問にもありましたように、地方の高校生にとっても願いが叶うことでもありますし、我が鳥取県においても人口減少対策等、地方の創生にとって重要な課題であるというふうに認識しております。そのために午前中、知事のほうも答弁申し上げましたけれども、去る7月31日にふるさと知事ネットワーク会議によりまして、大学、試験研究機関の大都市部から地方への分散移転、そして地方との連携という提言がとりまとめられたところでございます。これからどんどん国に向かって政策提言していくと。これから拍車をかけて地方移転というのがなされるように、そういう同じ状況のところスクラムを組んで国に対して物申していく、そんな体制が整いつつあるところでございます。この鳥取県でございますけれども、試験研究フィールドとしてはものすごく恵まれた土地だと思っております。農業系、工業系、ものづくり系ですね。本当にやりやすい土壌がこの鳥取にはあると思っております。強みだと思っております。そこをいかに光らせていくかがこれから大きな課題だと思っております。ご提言いただきました大学の誘致、分散、これは我が県の高校生の皆様方にとっても希望が叶うことでございますけれども、一方で優れた人材をどんどん鳥取県のほうに呼び寄せる。そして鳥取県で学んでいただき、鳥取で定住し、全国・世界に向けてその役割を果たしていただけるような、そんな取り組みも可能となってくるものでございます。そういったことで今後、あらゆる機会を通じまして国に提言していくということとあわせて、都市部、大都市部の学校にも積極的に働きかけていきたいなというふうに思っているところでございます。なお、27年度には倉吉市に鳥取看護大学も開学いたします。定員80人と聞いておりますけれども、看護系の大学を希望される方には枠が増えることとなります。また、鳥取大学、そして鳥取環境大学等、ますますその機能を充実させてくれという声も聞いております。これら、本県の既存の大学の拡充、それも大切なことでございますので、総合的な取組として捉えていき

いというふうに考えております。以上でございます。

(木村議長)

執行部の方々に申し上げます。簡潔な答弁をお願いいたします。それでは、岡村商工労働部長、答弁をお願いします。

(岡村商工労働部長)

門田議員の質問に、簡潔にお答えしたいと思います。誘致をどのように行っているのかということでございます。なかなか、高校を出ても就職口が見つからないということもおっしゃいましたけども、誘致の場合は、関係の市町村の方々とも議論をしながら、それと高校の先生を通して、就職希望の方の意見を踏まえながら、なるべく、そういう意に沿うような形の企業さんに来ていただけるよう努力しているところであります。最近ですと、事務系の仕事の求人が非常に、求職される方の希望が多いということでありまして、米子ですと、イーウェルさんという大手の福利厚生関係の事務センターであります。東部ですとJCBの事務センターを、昨日も開所式がありましたけれども、誘致をいたしております。ただ、県内・県外企業を回っておりますと、やはり地元の高校でどのような勉強をされているのか、どのような授業をされているのかという関心も企業さん、高うございまして、非常に鳥取県の高校の評価が高いです。私も高校でこのような授業をやって、こういう勉強をされているということを県外の企業にアピールしておりますし、高校の先生もぜひ企業とのコミュニケーションをとっていただくよう、企業の現場に出かけていただいたり、逆に企業の方から高校に出かけて行って授業をしていただいたりというような形で、今の企業の実態をきちんと認識した上で就職につながるような仕組みをつくっていきたくて考えております。引き続き努力していきたいと考えておりますが、ただ、地元の企業でも、最近、新しい事業展開、サービス業も含めて行っていきたいという企業も非常に増えてきておりますので、ぜひ地元の企業の取り組みも紹介させていただき、地元の企業及び中小企業でも人材が不足しておりますので、ぜひ優秀な人材を確保したいという企業もございまして、そういう企業さんにも高校を訪問してご紹介する機会を設けていきたいと思っております。引き続き、地元の高校生の就職にしっかり結びつくような、しかも正規雇用に結びつくような企業誘致に努めてまいりたいと思っております。以上であります。

(木村議長)

門田さん、どうぞ。

(門田議員)

答弁ありがとうございました。追加の質問をさせていただきます。企業も大学も都市部に集中しています。今後、災害への備えを考えると、大被害を避けるためにも都会にある大企業や大学の鳥取県への移転を働きかけたらと考えますが、いかがでしょうか。

(木村議長)

追加の質問に対しまして、岡村商工労働部長、答弁をお願いします。

(岡村商工労働部長)

追加の質問がありましたので、災害対策ということで、企業も鳥取県、非常に安全・安心というところで選択をされる機会が増えています。ただ、地震のリスクとかだけでは企業誘致は進まないです。やはり人材がきちっと確保できるということと、我々も人材を提供する限りにおいては、長く雇用いただく、あるいは正規でちゃんときちっと雇用していただく。で、地元でしっかり売り上げを立てて、継続的に事業を行っていただくということを条件として企業誘致しております。今の地震リスクとか災害リスクというのは、企業誘致の非常に決め手になりますけれども、やはりもうひとつ人材育成・人材確保という点も大事になりますので、今後とも高校教育の充実・強化を商工労働部としても連携しながら行ってまいりたいと思っております。以上です。

(木村議長)

門田さん、どうぞ。

(門田議員)

簡潔にお答えいただき、ありがとうございました。

(木村議長)

ここで議長を交代いたします。しばらくお待ちください。

(米子南高等学校 阿川麻弥議長 (以下 阿川議長))

再開します。議長を務めます米子南高校の阿川麻弥です。精一杯がんばりますので、皆さん、ご協力をお願いいたします。引き続き、質問をお願いします。米子松蔭高等学校 武良剛さん。

(米子松蔭高等学校 武良剛議員)

米子松蔭高等学校の武良剛です。私は境港市の住民で、米子市内の高校に通っています。境港市は、島根原子力発電所の事故発生時の避難対象地域の半径30キロ圏内、通称UPZの地域です。私は、島根原子力発電所近隣住民の一人として、この高校生議会という、ありがたい機会に質問をします。島根原発の事故以降、国をあげての原発事故防止、事故発生後の避難などについて取り組みが進められています。防災マニュアルに沿って、高齢者ホームなど事故後の緊急避難訓練も実施されたと伺っていますが、私たち一人ひとりの生活は、両親や兄弟も職場で勤務をしており、私は高校へ通っており、家には足の不自由な祖父と祖母がいます。各企業・各施設の取り組みができていても、家族単位や個々の単位は、どこに緊急避難したらよいか。実際、私の通う学校には、私と同じように境港市から登校する生徒や、島根県の安来市など、島根のほうから登校する生徒もたくさんいます。米子松蔭高等学校は、避難対象区域の圏外ですが、私たち生徒は圏内の方がたくさんいます。そういった状況の中、高校側、そして私たち高校生は、鳥取県地域防災計画に書いてある学校施設における避難計画に基づき行動できるのか。私たち高校生はどう行動し、どこに避難すべきなのか、緊急避難をした後で、どの機関がどのように私たちをサポートしてくださるのか、分からないことがたくさんあります。私が学校に在校時に原発事故が発生した場合、私は生徒として鳥取県地域防災計画に「教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする」と書いてあるとおりに、学校側の指示に従い避難をします。そして学校側は、「生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定められたルールに基づき、生徒等を保護者へ引き渡した場合は」と書いてありますが、両親はそれぞれの企業の避難計画に従って、家にいる祖父母は地域の避難計画に沿って避難をしたいと思います。そうすると、それぞれの避難場所は変わってきます。そんなときに、どこにどういう対応をしてもらえるのか、しっかりと保護者のもとに帰れるのかどうか。島根原子力発電所の近隣に生活する一人として、緊急事態が発生した場合に私たち高校生が理解し行動できるよう、防災シミュレーションについて説明を求めます。また、緊急避難地域や緊急避難地域圏外地域への原発事故を想定した防災訓練活動のこれからの実施予定について質問をします。以上で壇上からの質問を終わります。

(阿川議長)

武良さんが行いました一般質問に対して、渡辺原子力安全対策監、答弁をお願いします。

(渡辺原子力安全対策監)

武良議員の一般質問に答弁を申し上げます。まず防災シミュレーション、避難行動等の想定についてお尋ねがございました。原発事故の発生時には、原子力災害対策特別措置法や、国・県・市の防災計画等に基づきまして、事態の緊急性や影響の度合いに応じて、住民等の防護措置を実施いたします。法律上の枠組みといたしまして、事故の状況に応じた事態区分が定められておりまして、まず比較的初期の段階である警戒事態になりますと、UPZ30キロ圏内の住民に対しまして注意喚起、また観光客への帰宅呼びかけを行います。また、事故の状況が悪くなって次の施設敷地緊急事態に至りますと、屋内退避の準備を呼びかけます。また、全面緊急事態、これはメルトダウンといった重大事故そのものではなくて、その前段となる非常に緊急性の高い状態になりますけれども、これになりますと、総理大臣が原

子力緊急事態宣言を発出をいたしまして、その後はUPZ内では屋内退避を実施、また放射性物質の放出状況に応じて避難の実施、あるいは安定ヨウ素剤の服用ということが必要に応じて実施をしていくことになります。また、そうした場合の避難の行動に関しては、県の広域住民避難計画等で定めておりますけれども、基本的な考え方といたしましては、避難元の自治体単位で避難先の施設、公民館、学校と、これはマッチングしてあらかじめ定めまして、各地域や各家庭が一体的に避難できるようにしております。その基本的な対応の流れといたしまして、原子力事業者のシビアアクシデント対策等で一定の時間的猶予のあるケースにおきましては、まず県・市がですね、テレビ、ラジオ、防災行政無線、インターネット等によって事故の状況でありますとか、今後の見通し、あるいは放射性物質の測定結果等をお知らせいたします。並行して避難のためのバスの手配、あるいはスクリーニング会場や避難所の開設準備、そういったものも実施をいたします。重大事故に至る恐れがある場合、住民の方は学校、職場等から帰宅をしていただいて、テレビ、ラジオ等で情報収集をしながら、屋内退避や避難の準備を実施していただく。また、実際に放射性物質が放出されたような段階になりますと、避難指示を発出いたしますので、住民の方はその指示に従って、市や警察等の誘導に従って原発に近いエリアから順次避難を実施していただくということになります。この場合も自家用車、各世帯1台ということでお願いしておりますが、あるいは一時集結所からのバス等での準備車両で避難をしていただくということになります。また、在宅の避難行動要支援者の方については、ご家族、あるいは近隣の支援者の方とともに避難所に避難していただいて、介護度や障がいに応じて、必要に応じて福祉施設等のほうに移動していただくと。また、高齢者施設、障がい者施設の入所者の方におかれましても、施設単位で職員の方などと、別の広域福祉避難所に避難をしていただくということになります。一方、心配されている事故の進行が著しく急激で、早期に避難指示がなされる事態が発生した場合においては、それぞれの居場所から直接避難等をしていただくということが基本となってまいりますので、ご家族は避難場所で合流をしていただくということになります。学校につきましては、UPZ内は早期の避難指示にも対応できるように学校単位の避難を計画をしていて、その中で保護者への連絡も定められております。また、学校の避難先についても、学校とその所在地区とで、同じ施設か、あるいはその近隣の施設が指定されておりますので、避難先で保護者の方へ引き渡しがなされるという流れになります。一方、武良議員の通われている米子松蔭高校のようにUPZ外の場合ですけれども、避難指示区域から通学されている生徒について、まずは学校で保護していただいて、保護者の方と連絡の上で対応をしていただくことになります。例えば学校まで迎えに来ていただくとか、公共交通機関で移動して合流するとかということになります。いずれにいたしましても、風水害や地震津波と同様に、各家庭で災害発生時の連絡方法でありますとか、避難方法を確認をしておいていただいて、また、近隣との共助体制も日頃から構築しておいていただくということが非常に重要になりますので、県で作成しております原子力防災向けのパンフレットでありますとか、境港市が作成している避難計画のその説明資料を参考にさせていただいて、家族会議なんかを開きながら、具体的な避難先を確認しておいていただくことが重要だと考えます。また、次に、原子力防災訓練の実実施予定についてお尋ねがございました。本県は福島原発事故後、原発周辺県として全国的に先駆けて、防災体制の整備を島根県、米子市、境港市等と共に取り組んできたところでありまして、その一環として、訓練というのも実施をしてきております。今年度は、10月18日に合同で原子力防災訓練を実施予定でありまして、主な項目としては、広報情報伝達訓練。バス、JR、航空機、船舶等を用いた住民の避難訓練。避難行動要支援者の方の避難訓練。あるいは、学校への情報伝達訓練。また、スクリーニングという、体とかですね、持ち物に放射性物質が付着していないかというようなことをチェックをして、もしそうであれば除去するような取組みもなされるわけですが、そういったものについての訓練も実施をする予定にしております。また、この他、年度内に関係職員での図上訓練も県主催で実施をする予定にしております。この他、訓練に加えまして、UPZ外も含めて県民への普及啓発活動といたしまして、講演会、研修会、現地の見学会みたいなものを実施しておりますし、また、米子市、境港市のほうで広

域住民避難計画に関して、住民説明会を公民館単位で6月から8月にかけて実施をされております。また、そういった米子市、境港市とも連携しながら、県としても普及啓発というのを進めてまいりたいと考えております。本県では、かなり計画の策定、あるいはいろんな資機材の整備というのが進んできておまして、国の指針に基づく体制というのは整いつつある状況ですけれども、今後とも訓練等を通じて、県の向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

(阿川議長)

執行部の方々に再度申し上げます。簡潔な答弁をお願いします。武良さん、どうぞ。

(武良議員)

詳しい答弁、ありがとうございました。簡潔ではなくても、重大なことなので、詳しく教えてもらい、ありがたかったです。ありがとうございます。

(阿川議長)

引き続き、質問をお願いします。鳥取商業高等学校、井手野桜子さん。

(鳥取商業高等学校 井手野桜子議員)

鳥取商業高等学校の井手野桜子です。私が質問するのは、鳥商デパートから見た商店街の振興についてです。鳥商デパートとは本校の商業教育の集大成として行われるもので、今回私は経営委員会の一員として、鳥商デパートの運営に携わることとなりました。今年の計画を立てるのはこれからですが、これまでの鳥商デパートを通して商店街の活性化について考えてみました。まず、鳥商デパートの歴史から説明したいと思います。鳥商デパートは、今年で21回目を迎え、第1回は鳥取県立県民文化会館展示室で開催されました。開催の目的は、商業の知識や技術を学ぶとともに、実際にビジネスを成功していく能力、態度、企業経営感覚などを養うことを狙いとしていました。あわせて、地域社会からいろいろなことを学ぶとともに鳥商の教育を理解していただき、開かれた商業教育を目指すことを目的として始めました。

次に売上高、入場者数の推移について説明します。過去10年間の売上高は700万円から1,000万円程度、入場者数は6,000人から9,500人程度で推移しておりますが、直近の昨年度は、売上が過去最高の1,030万円でした。その理由として、客単価が増えたことや街頭アンケート、外部講師を学校に招いての講義などが挙げられると思います。集客のためにマグロの解体ショーやお取り寄せスイーツ、鳥商レストランなど、特色のある催し物などを企画したこと。またダンボール遊園地や絵本の読み聞かせが小さな子どもたちが親の近くで遊ぶことができる託児所のような役割を果たし、お客様の長期滞在を可能にしたことも要因に挙げられるかと思います。

鳥商デパートが大切にしていることは、物を売る場所ではなく、サービスを提供する場であり、売れなくてもお客様が満足していただければ良し、という意識のもと行っています。普段の日常ではできない体験を通して、人やものの流れを感じ、社会の仕組みを知ることにつながっていると考えています。

私は通学で駅を利用しており、空き時間に商店街を歩くことがありますが、ファストフードのような手軽に飲食ができる店舗が少なく、また小さい子どもから高齢者までが長期滞在できるような店舗も少ないため、集客が見込みにくいと感じました。商店街は、鳥商デパートのように売れなくてもお客様が満足していただければ良しということにはならないと思いますが、訪れるお客様に満足していただくことは、商店街の活性化につながってくると考えています。最近では、昨年7月にオープンしたバードハットで様々な催し物が開催されており、商店街の活性化につながっていると思いますが、いつもお客様が訪れるような魅力をもっと出していくことが必要だと考えます。商店街の活性化について、県としてどのようなことに重点を置いて支援されているのか、お尋ねします。

(阿川議長)

井手野さんが行いました一般質問に対して、岡村商工労働部長、答弁をお願いします。

(岡村商工労働部長)

それでは、井手野議員の質問に答えさせていただきます。商店街についてのご質問ですが、その前に鳥商デパートの歴史についての説明、ご指摘がございました。21回目を迎えるということでお伺いしましたけれども、経営委員会を作られて、その上に取締役会があって、全生徒が株主という体系のもとに取り組みされているということで、経営委員会の下に管理部・イベント部・販売部という会社組織をイメージしながら遂行されているということですので、非常に数値管理、目標管理もしっかりできているということで、非常に感心しました。ご発言の中に、ものを売るのではなくてサービスを提供する場ということがございました。商店街、まさにそうだろうと思います。売れなくてもお客様が満足していれば良いというふうにおっしゃいましたけれども、逆にお客様が満足していただければ売り上げは付いてくるのかなという気もしております。質問にありました商店街の活性化についてどのように取り組んでいるかということでございますけど、県としての役割は、基本的には市町村が主体となりますが、いろいろと商店街のアーケードを改修するとか、そういうハード整備を支援したりとか、ソフト的な事業は人材育成事業ですとか市町村が取り組まれている事業を県で支援しております。ただ最近、やはり商店街の活性化という問題が非常に重要な意味を持つと思っております。と言いますのは、やはり今、大変高齢化が進んできておまして、商店街の役割というものも少しいろんな要素が含まれてくるだろうと思います。そのことに対して、県としてまだ具体的な政策提案ができていない状況ではありません。ただ、私も市町村の役割というのではなくて、生活者の立場で考えますと、商店街というのは、やはりそこに住みたくなるような要素を持ち合わせた商店街であってほしいと思っておりますし、いろんな要素が含まれてくると思います。ただ、人口が減少して高齢化が進んでいくと、なかなか売り上げ等を立てていくのが非常に難しくなる。そのためにはいろいろな仕掛けづくりが必要になってくると思います。今までと同じようなやり方では駄目だと思います。今回、21回目を迎えるということで、鳥商デパートの歴史を見ますと、非常にしっかりした取り組みがされておりますので、ある意味で鳥商デパートという名前自体がブランド化されてきているのかなというふうに思います。我々としましても商工団体、商工会議所ですとか地元の市町村とも話し合いの機会がありますので、この鳥商デパートさんで取り組まれているような内容を、例えばもう少しフィールドを広げて現場で展開できるような機会というようなものに接点が設けられないだろうか。鳥商デパートさんは鳥商デパートさんという教育プログラムだと思いますので、これはしっかりやっていただいて、その成果をもう少しフィールドで展開していただくようなことができないかなと。非常に若い人たちが自主的に取り組みされていますので、実際の商店街の方々とのコミュニケーションの場も作りながら、そこで知恵を出していくような仕掛けができないかなと思っておりますので、これは商工労働部のほうでぜひそのような提案をさせていただければと思います。引き続き県としても、そこに住んでいる人たちがやはり住みたくなる、生活したくなるようなまちづくりの中で、商店街の果たす役割というものを考えながら検討してまいりたいと思います。以上です。

(阿川議長)

井手野さん、どうぞ。

(井手野議員)

ご丁寧にお答えいただき、ありがとうございました。

(阿川議長)

引き続き、質問をお願いします。倉吉農業高等学校 谷直喜さん。

(倉吉農業高等学校 谷直喜議員)

倉吉農業高校の谷直喜です。私からの質問は2つです。まず1つ目は、現在、我が国はTPP交渉に参加しています。TPP参加による鳥取県の農業への影響の予想と、農家に対する補償についてお伺いしたいと思います。TPP参加により、外国産の安価な農産物が大量に輸入され、国産の農産物への多

大なダメージが懸念されます。鳥取県では平成25年3月19日に、TPP参加による県内の農産物生産額が219億減少するとの試算が出されました。このため、多くの農家の経営が危うくなると思われまますが、現時点での鳥取県内の農業への影響、またそれに対する補償政策についてどのようなものかを考えられているかお聞きします。

2つ目の質問は、TPP参加の状況の中、今後の農業政策及び後継者育成対策についてお聞きしたいです。以上で質問終わります。

(阿川議長)

谷さんが行いました一般質問に対して、岸田農林水産部長、答弁をお願いします。

(岸田農林水産部長)

谷議員の質問にお答えいたします。谷議員の質問にもありましたとおり、TPP協定の参加に伴う県内農林水産業への影響額につきましては、昨年3月に県で試算をしております。農林水産物の生産額が219億円減少し、主には米が76億円、牛乳が57億円、豚肉は45億円というような減少になっております。この試算につきましては、国の試算と同様に関税が即時撤廃をしまして、以降何ら対策を講じない場合を前提としております。我々も非常に大きな額でショッキングな印象であります。しかしながら、現在の交渉を見ても、国が関税の撤廃ではなく関税維持を前提とした交渉の姿勢をとっているということ、また日豪EPAではセーフガードの導入でありますとか、牛肉関税の段階的引き下げ等、農家への影響を少なくするような対策が盛り込まれているところでございます。現段階の交渉状況を見る限り、実際の県への影響は大変不透明でございます。今後とも交渉の推移を注視してまいりたいと思っております。県としては、まずは交渉の責任者であります国が国内農業への影響を十分に検討して、国内の農家に影響がないように万全の対策を講ずることが必要であるというふうに考えております。現時点ではTPP交渉参加に対する補償政策については県として検討すべき段階ではないというふうに考えております。ただ、TPP交渉に関わらず、県内の農業を取り巻く情勢というのは大変厳しいものがございまして。農家の高齢化でありましたり、担い手の減少、耕作放棄地の増大等、大変厳しい状況でございます。今後の本県農業がますます維持発展をしていくためには何らかの対策が必要ということでありまして、県では昨年から鳥取県農業活力増進プランというのを策定、進行をさせていっているところでございます。プランの内容としましては10年後を支えていく農業の担い手をどう育成していくのかというようなことでありまして、県内で今生産性の高い畜産経営を行っている。それから園芸産地の復活等、こういうのをどう対策をとっていくかというような具体的な検討を行っているところでございます。このプランの実施によって担い手の皆さんが将来とも安心して活躍できる経営環境を整えてまいりたいというふうに思っております。また、中でも谷議員も言われました担い手育成というのは、最重要課題であるというふうに認識をしております。現在でも新規就農者のためのアグリスタート研修でありますとか、農業生産法人が雇用するときの支援等、いろんな対策を講じているところでございます。ぜひ谷さんも県内で就農していただき、将来の本県農業の一翼を担っていただけるよう期待しております。以上でございます。

(阿川議長)

谷さん、どうぞ。

(谷議員)

お答えいただき、ありがとうございました。追加の質問です。私の家も酪農を営んでおり、私も将来は畜産に関係する職業に就きたいと考えていますが、先ほどの質問で言った鳥取県の農産物生産額が減少するという試算の中で、このまま仮に関税が撤廃されてしまった場合、牛乳の生産額が100%減少するとの結果が出ていました。これでは、鳥取県では酪農を続けていけないということだと思っております。このことについては私の父をはじめ、鳥取県のほとんどの酪農家が心配していることだと思っております。日本がTPPに加盟した場合、鳥取県の畜産、酪農はとなると考えておられるのか、お伺いします。

(阿川議長)

谷さんの追加の質問に対して、岸田農林水産部長、答弁をお願いします。

(岸田農林水産部長)

谷議員の追加の質問に対して答弁いたします。鳥取県の畜産、酪農への影響ということでございます。先ほどもお答えしましたように、県内の影響というのは大変不透明でございます。また、酪農は生乳の生産だけではなく、製造や販売等多くの関連産業がございます。県にとって大変重要な産業ということで、国においては守るべきものは守るという強い覚悟で交渉を続けていっていただきたいというふうに考えております。県内の酪農家すべてが出荷をされている大山乳業農協は県内唯一の乳業メーカーということで、これまで県内産の高品質な生乳を活かした牛乳生産に努力されてこられました。この結果、その牛乳の品質というのは全国でもトップクラスに入るといっていただけます。また、最近はこのように高品質な牛乳を活かして、低温殺菌というようなパステライズ牛乳、こういうより付加価値の高い牛乳生産にも挑戦をされておられます。こういうふうに農家と農協が連携をして、こういう取り組みを継続、発展をされていくということが将来の県内の酪農が維持、発展していく上で大変重要だというふうに考えております。県としましては、大山乳業さんや農家の皆さんと連携を図りながら生産基盤の維持・拡大でありますとか、後継者の育成について支援をしてまいりたいというふうに考えております。特に今年度、酪農後継者への支援策としまして、後継者のいる酪農家を対象にしまして、大山乳業さんが牛舎、それから高性能機械等の導入を行いまして、それを酪農家の皆さんにリースをしていくというような制度を創設しました。また、親元で就農される新規就農者への交付金も新しく設置をしております。こういう事業で親元就農なり規模拡大が行えるように支援を始めたところでございます。今後とも農家の皆さんと一緒に、県も酪農の発展のために尽力をしていきたいと思っております。谷議員もぜひ酪農の後継者になっていただいて、県内酪農のためにがんばっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

(阿川議長)

谷さん、どうぞ。

(谷議員)

お答えいただきありがとうございます。県内の酪農が存続していけるようにがんばっていきなさいと思います。

(阿川議長)

ここで議長を交代します。しばらくお待ちください。

(米子東高等学校 水原大河議長 (以下 水原議長))

再開します。議長を務めます米子東高等学校の水原大河です。精一杯がんばりますので、皆さんご協力お願いたします。

引き続き、質問をお願いします。鳥取城北高等学校 荒木萌美さん。

(鳥取城北高等学校 荒木萌美議員)

鳥取城北高校の荒木萌美です。私は将来、看護師になって地元で働きたいと考えています。小さい頃、病気にかかりやすく病院通いをしていました。看護師さんの働く姿に間近に触れ、憧れを抱いたのが看護師志望の理由です。その際に、対応してくれる看護師さんがいつも同じ方であるということに疑問を抱くようになりました。高校生になり、新聞やテレビの報道で医療従事者不足であると知りました。医療の高度化や夜勤などの労働環境の問題から離職率も高く、看護師の仕事が大変であるということも理解できるようになりました。現在、医療従事者を増やすために医療関係の大学や専門学校の設立が進んでおり、鳥取県内に医療関係の資格を有するものが増加するのは間違いありませんが、県内で就職する人口が増加することが確約されているわけではありません。県内での医療従事者の就職についての対策

はとられているのでしょうか。そして、私は看護師の資格を取り、鳥取県で働きたいと考えていますが、どのような受け入れ態勢が整っているのでしょうか。また、県内に就職できたとして、離職することなく働き続けることができる環境なのでしょうか、お尋ねします。

(水原議長)

荒木さんが行いました一般質問に対して、藤井健康医療局長、答弁をお願いします。

(藤井健康医療局長)

荒木さんからいただきました医療従事者につきましての2点の質問について答弁を申し上げます。まず1点目、医療従事者の県内への就職対策ということでございますが、質問にもありましたように、この来年4月には鳥取市に医療看護専門学校、あるいは倉吉には鳥取看護大学の2校が関係者の努力によって今設置される準備が進んでいるところでありまして、県内看護師の確保につながるものと大いに期待しているところでございます。鳥取県では、医師、看護師、理学療法士などの医療の資格取得を目指す方の修学を支援する、そしてその後県内に就業していただくという目的で奨学金とか修学資金制度を設けております。例えば、看護職員の場合の修学資金ですが、学校の種別で貸付額が異なりますけれども、資格を取得後5年間、県内の医療機関等で就業いただくと貸付金は全額または半額免除となる制度でありまして、今年度、新規の貸付者は325名いらっしゃいます。そして、この24年度卒のデータですけれども、貸付者の県内就業率は約8割の方が看護職員の場合、県内で就業されていまして、こういう制度によって県内就業に一定の効果があがっているというふうに思っているところです。また、県内就業を促進するために、医学生や看護学生を対象に、県内の病院とかあるいは診療所などで実際の医療現場を経験していただくサマーセミナーを実施しておりますし、それから県内の求人情報を冊子やあるいはホームページでお伝えすることによって、県内の医療機関の魅力をお伝えしているところです。こういうようなことを通じて、しっかりと確保して、安心・安全な医療提供体制を確保していきたいというふうに思っておりますが、荒木さんも先ほどご質問にありましたように看護師を目指していらっしゃるということでありますので、ぜひ目標を達成されて、県内でご活躍されることを期待しております。

次に2点目でございますが、県内で働き続ける環境の整備ということでございます。医療現場は本当に高度化をして、また患者さんのニーズも非常に多様化をしています。就職してすぐそういうことについていろいろ対応していかないといけないという課題がありますが、県内の新人看護師を受け入れてる病院では、そういう基本的な看護実践能力をつくるための研修プログラムをつくりまして、約1年間にわたってそういうところを行うこととしております。25年度に県内の病院で採用された新人が237名いらっしゃいますが、少なくともこの95%はこのプログラムにのってしっかり研修を受けて実践能力を身につけていただいているということでございます。それから、もう1つはやはり働き続けられるワークライフバランスの確保ということが重要な点ですけれども、看護職員の方は夜勤等もあって勤務時間が不規則になりがちです。県では、看護協会やこれら病院と一緒に、どういうふうにしたらその辺のワークライフバランスがとれるかというようなモデルな取り組み等も24年度から今順次始めているところです。それから、安心して仕事と子育てが両立できるように、病院内に院内保育という施設も運営をいただいております。県内の16病院でそういう施設をつくっているところです。今後もそういう看護師等の方が働き続けられる就労改善にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上です。

(水原議長)

追加の質問をお願いします。荒木さん。

(荒木議員)

お答えいただき、ありがとうございます。県内で医療従事者の就職について様々な対策がとられていることが分かりました。ありがとうございます。

(水原議長)

引き続き、質問をお願いします。湯梨浜高等学校 木村恭崇さん。

(湯梨浜高等学校 木村恭崇議員)

湯梨浜高等学校の木村恭崇です。私は、鳥取県中部の湯梨浜町に住んでいます。以前、学校が休みだった日に、鳥取県には休日に買い物に出かけたくなるような大型商業施設が少ないと、ふと感じたことがあります。県内出身の若者が県外に出て行ってしまふのには、このようなことも一因として考えられるのではないのでしょうか。では、若者の県外流出を防ぎ、暮らしやすい県にするためには、どうすべきでしょうか。そう考えたときに、経済の活性化が鳥取県をより暮らしやすい県にするためには重要だと思い、この質問をするに至りました。鳥取県全体をより暮らしやすい県にするための提案として、鳥取県中部へショッピングモールといった大型商業施設を誘致してみてもはどうでしょうか。もし、中部に大型商業施設ができたとすれば、県の中央に位置するため、人・ものともに移動の通過点となり、東部と西部への波及効果も期待できます。また、企業も誘致することも有効な手段ではないのでしょうか。先ほどの人・ものの流通に加えて、法人税などの税収で自治体の財政面の懸念も払拭でき、さらに雇用の増加も狙えると思います。ここで重要なのは、県全体が相互に良い影響を及ぼし合うことだと思います。中部が中継点になり、東部と西部をつなぎ1つにします。それによって、県全体が繁栄できるのではないのでしょうか。そのために山陰道を最大限に活用することが必要だと考えますが、ご所見を伺います。

しかし、大型商業施設を建設した際の問題点として、地元のスーパーマーケットや商店街が打撃を受けてしまうことが挙げられますので、このような地元企業の支援も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、人々はただ買い物をするという意識ではなく、地産地消を心がけるなど、この買い物が鳥取県の活性化につながるという意識を高める必要があると考えますが、ご所見を伺います。以上で壇上での質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(水原議長)

木村さんが行いました一般質問に対して、岡村商工労働部長、答弁をお願いします。

(岡村商工労働部長)

それでは、木村議員の質問にお答えします。複数ございましたけども、まず第一点で、県の中部に大型ショッピングモールのような商業施設を誘致してはどうかという話でした。大型商業施設、確かに賑わいは活性化すると思いますけども、やはりなかなか地元の事業者との競合などのマイナスの影響も考えなくてはなりません。そういう意味において、なかなか県として、率先してその大型商業施設を誘致するというようなことは今のところ考えておりませんし、そのような政策も現在のところはございません。ただ、ご指摘にありましたように、山陰道の活用とか地元企業の支援とかございました、地産地消の意識の醸成というような話もありました。確かに山陰道が開通することによって、県中部エリアの商圈エリアも拡大します。逆に言うと、吸い上げられてしまうというマイナスの要素も出てきますので、外に商圈を拡大するために打って出いただくための支援制度というのも県が設けておまして、中部ですと三朝温泉旅館組合さん等で新たな商圈拡大の取り組みを始めようとしているところでありますし、個々の企業さんにおいても、県として新しい事業展開を行う場合、県版の計画新支援というタイトルで、今県下で600件くらいの中小企業の方に取り組んでいただいております。その中で新たに出てくる設備投資ですとか雇用とかというものに結び付けば、また他にもそういう支援を申し上げるというような状況であります。地元の企業の非常に活発な動きが今、出てきておりますので、地元の企業支援をしながら、地産地消の取り組みを醸成しながら、経済の活性化に取り組んでいきたいと考えております。それで、その中で、企業誘致というのは非常に税収を上げるにも非常に有効な取り組みではないかということもご指摘いただきました。企業誘致も、今、活発に行っております。特に、先ほど質問の中にごございました、県の中部が東部と西部をつないで1つにするという、そのための企業誘致というのはどうあるべきかというのを実は考えました。その中で実現したのが、1つは、医療機器、歯科医

療機器メーカーのモリタ製作所さん、これは京都の大手の企業さんですけども、歯科医療機器を製造されるんですけども、県の東部とか、県の西部にある中小企業の部品とか、いろんな関連事業を巻き込んで、中部で生産をして、それを海外に出していく、売っていくというような計画を持たれておまして、ここにおいてもかなりの規模の投資と雇用が生まれることとなります。それと、午前中ですかね、グッドスマイルカンパニーさんの話もございました。倉吉市のほうに誘致をしました。フィギュアのメーカーということになってはいますが、やはりグッドスマイルカンパニーさんも同じようにですね、県の東部・西部の関連するいろんなものづくりの企業さんを巻き込んでいただいて、ここで新しいフィギュアを開発製造して、それを世界、今75カ国に販売されているというふう聞いておりますけれども、そこから展開していくということで、まさに中部の企業さんが、東部と西部の企業を巻き込んで、外に打っていくというような仕掛けをつくっているところでもあります。このような企業誘致も進めておりますし、地元の企業も活発に今、新しい事業展開を進めておられますので、引き続き地域の経済の活性化に向けて取り組んでまいりたいと思います。以上であります。

(水原議長)

木村さん、どうぞ。

(木村議員)

ご答弁ありがとうございました。鳥取県が一体となって、鳥取県が活性化し、より魅力的で暮らしやすい県になることを楽しみにしています。ありがとうございました。

(水原議長)

引き続き、質問をお願いします。智頭農林高等学校 青木那月さん。

(智頭農林高等学校 青木那月議員)

智頭農林高等学校3年の青木那月です。よろしく申し上げます。私は、森林科学科に在籍しています。3年生の科目に「バイオマス活用」という授業があります。3年前の東日本大震災発生直後、被災地ではガソリン、灯油等の燃料、電気の輸送、供給ラインの寸断により、暖をとるためや簡単な調理に薪が貴重な原料として使われていたと聞き、改めて木質バイオマスについて興味を抱きました。この授業の中で、先輩方が以前から本校で取り組んでこられた木質資源の有効活用について学習を行っています。学習していく中で、全国的に木質バイオマスエネルギーを導入している事例が多くあることに気づきました。本県においても、すでにペレットボイラーの公共施設導入や、木質バイオマス発電所の稼働実施及びチップ加工工場の誘致を支援されていますが、身近な生活の場への普及が進んでいないのではないかと感じています。それには、様々な原因があるのだと思います。しかし、私たちは化石燃料由来のエネルギーに頼る生活をしていますが、地球温暖化、資源の占有に絡む国際緊張の現状を踏まえ、自然エネルギーの有効利用は必至です。私たちは、これからも学習を進め、その必要性を広めていきたいと考えています。特に、近い将来を担う私たちが、真剣に考え取り組むことが使用エネルギー活用の変化につながるのだと信じています。さらに、地域との連携が叫ばれる中で、私たちが生活している町、学習している町に、私たちのできることは何か、その方法についても探っていきたいと思います。

そこで質問です。今後、鳥取県はバイオマスエネルギー、特に県面積の約7割を占める豊かな森林資源の有効活用についての将来像をどのように展開されるビジョンを持っておられるのか。県内に普及されるための課題や問題点をどのように解決、解消されていくのか、具体的な手段、方法等について考えを伺いたいと思います。また、木質バイオマスを通じて地域と連携し、地域おこしを推進できないものか、あわせて質問します。

(水原議長)

青木さんが行いました一般質問に対して、垣田森林・林業振興局長、答弁をお願いします。

(垣田森林・林業振興局長)

青木議員のご質問にお答えします。まず最初に、木質バイオマスエネルギーの普及の課題と対策についてでございます。今年5月に策定いたしました森と緑の産業ビジョン、この中で、木材の生産量を5年間で2倍にするということにしております。この増加によりまして発生する低質材に加えまして、これまで搬出されずに林内に放置されておりました残材といったものを、熱や発電に積極的に利用することにより、地域の活性化や地球温暖化防止に貢献していくということ、目標の1つに掲げたところでございます。

それから次に、木質バイオマスエネルギーの利用を普及させるための課題でございますけれども、2点、大きな課題があるというふうに考えております。まず1つ目は、木質ボイラーあるいは薪・ペレットストーブなどの設備の価格が非常に高いということです。化石燃料の設備に比しまして、4～5倍高いということで、整備が進まない大きな要因であるというふうに考えております。このため、県では先ほども議員からありましたように、県が率先して施設に導入するとか、あるいは木質バイオマスボイラーを導入する県内の企業や、それから薪ストーブなどを助成している市町村に対する支援を行うなど、その施設の整備に取り組んでいるところであります。例えば、県有の施設でありますと、例えば農業高等学校、西部総合事務所などに暖房用のチップボイラー、あるいは冷暖房のペレットボイラーなどが設置されております。また、皆さんもよくご存じだと思いますけれども、県立学校にも18台のペレットストーブが導入されております。先ほど議員からありました、身近な生活の場に普及が進んでいないというようなお話がございました。一般家庭への薪ストーブなどの導入助成につきましては、現在、7市町で取り組んでおまして、県のほうも、その支援をしているところでございます。2つ目の課題は、化石燃料と同じ程度の価格で、安定的に燃料を供給していくということが大切であります。現在、チップ用材は、製材用の用材の3分の1程度の価格でありますので、やはり木材の搬出コストを削減し、木質バイオマス用の底質材を安定的に供給できる体制づくりということを進めているところであります。具体的には、林道、作業道といった道の整備、それから、ハーベスターという枝を払って一定の長さになるような高性能林業機械の導入ですとか、こういうものに支援したり、間伐材のかかり増しになる部分の助成、こういったものを行うことで底質材の安定的供給体制づくりを進めているところであります。

それから次に、木質バイオマスの活用と地域おこしの推進でございます。木質バイオマスを活用した地域おこしというのは、地域資源を活用し、雇用の創出、若者定着など、地域が元気になり、県民が住み続けることができる鳥取県を考えていくという視点で、大変有効であるというふうに思っております。最近、藻谷浩介さんによって提唱されております、全国的にも着目されております『里山資本主義』も同様の考えであります。青木議員のご提案に私も同感でございます。県内でも、智頭町や若桜町におきまして、木質バイオマスを活用した地域おこしの動きが始まっております。青木議員の通っておられる高校のある智頭町におきましても、木の宿場プロジェクトということで、町民の方が林地残材を搬出して、その対価として、町内の商店で利用可能な地域通貨と交換して買い物などをしておられます。それから、集めた林地残材は、智頭町の町営の温水プールで木質バイオマスボイラーの燃料として今後は利用するというので、ちなみにこの木質バイオマスボイラーですけれども、年間約450トンの燃料が必要なんですけれども、重油に換算しますと約92,000リットル、金額にしますと約1,000万円近いお金が外に出ずに智頭町内で回っていくというようなことであります。また、青木議員の智頭農林高等学校におきましても、校内で発生する端材で木質ペレットを製造し、校内の木質ペレットストーブで利用されているということで、まさにエネルギーの地産地消を実践しておられるということで、大変素晴らしい取り組みだというふうに思います。県といたしましては、木質バイオマス発電のような大型施設だけではなく、地域に存在する林地残材を地域の資源として活用していくエネルギーの地産地消の取り組みに対して、引き続き支援を行い、木質バイオマスエネルギーの利用を進めることで、地域の活用につなげてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

(水原議長)

追加の質問をお願いします。青木さん。

(青木議員)

答弁、ありがとうございました。追加で質問なのですが、私は、現在智頭町に暮らしています。町面積の約9割を森林が占め、その中に人口約7,000人が生活する小さな村です。周囲を山で囲まれた風景を見ながら、もし台風や地震といった大規模な自然災害が発生したら、ライフラインは止まり、陸の孤島になってしまうのではないかと不安になりました。電気が止まり、ガスや燃料の輸送ができなくなったら、町はたちまち混乱するだろうと不安になりました。私は、エネルギーの地産地消が重要だと考えています。脱化石燃料を図りつつ、智頭町という規模にあわせて再生可能エネルギーをいかに効率よく導入していくべきなのか、答えは見つかっていません。そこで、鳥取県の地域性を生かした、災害に強く将来の県民が困らない安全・安心なエネルギーのベストミックスはどうあるべきかと考えておられるのか、質問します。

(水原議長)

青木さんの追加の質問に対して、中山生活環境部長、答弁をお願いします。

(中山生活環境部長)

青木議員のほうから、鳥取県のエネルギーのベストミックスにつきましてご質問いただきました。化石燃料の枯渇ですとか、あるいは地球温暖化、そういったことに対しまして、持続可能な社会をどうつくっていくか。それは世界的に求められている課題であります。とりわけ、平成23年3月11日の大震災を経験した我々日本に住む者にとっては、避けてはならない課題だと考えています。また、青木議員のほうから、エネルギーの地産地消というお話がございました。災害時におけるエネルギーの対応、また、そういったエネルギーの安全保障という面からも、いかに地域の中で自給できる体制がつくっていくか、エネルギーの自給体制をつくっていくことができるかということは、こういった従来型の資源の少ない鳥取県にとって、非常に大事な課題だと考えております。現在鳥取県では、この実行計画として、「とっとり環境イニシアティブプラン」を策定しまして、各種の再生可能エネルギーの導入を進めていく緩やかなエネルギー革命を実行しております。現在、電力自給率が27.8%まで上昇しております。全国の再生可能エネルギーの自給割合10.7%に比べて、非常に大きな割合を占めておるところでございます。鳥取県には青木議員からもお話のありましたようなバイオマスに使える豊かな森林資源、また水資源、また県の中部なり西部に目を転じますと、洋上や海岸部で豊かな風力もあります。さらには県の西部は諸県にも引けを取らない豊かな日照があります。こうした大量に豊富に存在するそれぞれの地域における自然エネルギーを最大限に活用して、例えば石油ですとかといった従来型の化石燃料のエネルギーから依存を極力、だんだん減らしていく、そういったことが鳥取県らしいエネルギーミックスを目指していくことかと思っております。エネルギーミックスの問題を考えていく上でも、こうした鳥取県の豊かな自然・環境をどう次世代に残し、つなげていくかということを根底に考えなければいけないというふうに思っております。エネルギーの問題は現在の喫緊の課題であるとともに、将来の、未来の社会を支える問題でもあります。これは現在の様々な施策を担当している我々の世代だけではなくて、青木さんをはじめとする未来の社会を運営する世代が共に考え、共に行動すべきことかと考えております。鳥取県が環境に優しい、地球環境に優しい社会のトップランナーになることを目指して、我々の世代ががんばっていくことをここにお約束するとともに、この高校生議会の場を通じて青木さんをはじめとする若い世代の方に、1つでも多く環境に優しい行動を取っていただく、共に地球に優しい環境をつくっていくことをお願いして答弁とさせていただきます。

(水原議長)

青木さん、どうぞ。

(青木議員)

ご答弁していただいた内容を踏まえ、私たちが今できることを考えていきたいと思っております。今回

の貴重なご意見、ありがとうございました。

(水原議長)

以上で、本日の日程はすべて終了しました。これで平成26年度高校生議会議を閉会します。ありがとうございました。

(尾坂局長)

高校生議員の皆様、大変お疲れさまでございました。ご苦労さまでございました。

それでは最後に、前田八壽彦鳥取県議会議副議長がごあいさつを申し上げます。

(前田県議会議副議長)

終わりにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。この議会議は、高校生の皆さんに県政や県議会議に関心を持ってもらおうということで企画いたしました。皆さんの立派な質問で、その所期の目的は達せられたのではないかと考えております。今日の質問はまさに県政の課題そのものでございまして、皆さん方の洞察力、それから、たくさん準備をしていただいた勉強力、本当にありがとうございました。私たち県議会議は、民主主義の学校と言われるこの議会議で、お互いが意見を主張して、皆さんが納得できるような施策を今後ともやっていきたいと、このように考えております。他県の議会議では、議会議の信頼を失墜するようなたくさんの出来事が起こっておりますが、鳥取県議会議は県民の皆さんの信頼を得るような開かれた県議会議、信頼される県議会議を目指して今後とも努力をしていきたいと考えております。本当に皆様、ありがとうございました。

(尾坂局長)

それでは、これが本当の一番最後でございまして、本日参加していただきました生徒の皆さんに、野田議長より記念品を贈らせていただきたいと思ひます。代表して高校生議長を務められました阿川さん、前のほうにお願いいたします。

(記念品贈呈)

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これもちまして、平成26年度高校生議会議を終了いたします。皆さん、ありがとうございました。